

令和5年2月定例会 経済委員会（付託）

令和5年2月21日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時40分）

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第58号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第12号）
- 議案第67号 令和4年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和4年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和4年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和4年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和4年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 徳島県みどりの食料システム戦略基本計画(案)について（資料1、2、3）

平井農林水産部長

それでは、経済委員会説明資料（その3）により、今議会に追加提案いたしました農林水産部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

1 ページでございます。

令和5年度2月補正予算案でございます。

一般会計歳入歳出予算総括表につきまして、補正額の欄の最下段に記載のとおり60億7,340万9,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は342億8,364万4,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2 ページでございます。

特別会計につきまして、補正額の欄の最下段に記載のとおり2億5,622万9千円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は2億103万2,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

3 ページでございます。

課別主要事項について御説明させていただきます。

農林水産政策課の一般会計でございます。

1 段目の農業総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で4億

5,004万7,000円の減額をお願いしております。

4ページでございます。

農林水産政策課の特別会計でございます。

各資金貸付金において、融資実績に合わせた補正などにより、合計で1億8,097万3,000円の減額をお願いしております。

5ページでございます。

もうかるブランド推進課でございます。

4段目の園芸振興費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で1億2,047万7,000円の減額をお願いしております。

6ページでございます。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。

4段目の農業総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で7,685万8,000円の減額をお願いしております。

7ページでございます。

畜産振興課でございます。

4段目の畜産振興費におきまして、事業費の確定による補正など、合計で1,643万円の減額をお願いしております。

8ページでございます。

スマート林業課の一般会計でございます。

5段目の造林費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で3億4,626万9,000円の減額をお願いしております。

9ページでございます。

スマート林業課の特別会計でございます。

1段目の県有林県行造林事業特別会計及び2段目の港湾等整備事業特別会計におきまして、事業費の確定による補正など、合計で7,525万6,000円の減額をお願いしております。

10ページでございます。

水産振興課でございます。

3段目の水産業振興費におきまして、事業費の確定による補正など、合計で4,942万2,000円の減額をお願いしております。

11ページでございます。

漁業調整課でございます。

1段目の水産業総務費におきまして、給与費の所要見込額の確定による補正など、合計で1,450万1,000円の減額をお願いしております。

12ページでございます。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。

2段目の農業総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、13ページに記載のとおり、合計で5億2,787万8,000円の減額をお願いしております。

14ページでございます。

農山漁村振興課でございます。

4段目の農地総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で3億

4,523万4,000円の減額をお願いしております。

15ページでございます。

生産基盤課でございます。

1段目の農地総務費から16ページ3段目の漁港施設災害復旧費まで、事業費の確定による補正など、合計で21億7,872万5,000円の減額をお願いしております。

17ページでございます。

森林整備課でございます。

1段目の林業総務費から7段目の治山施設災害復旧費まで、事業費の確定による補正など、合計で19億4,756万8,000円の減額をお願いしております。

18ページでございます。

継続費の変更でございます。

農林水産総合技術支援センター経営推進課の漁業調査船「とくしま」新船建造事業につきまして、資材の高騰による建造費の増嵩や、半導体等の不足に伴う特殊機器の調達見込みが不透明な状況から、発注計画の見直しを余儀なくされました。

そのため、現船について、当面の間、必要な改修を行った上で運用を継続することとし、今回、既に御承認いただきました継続費について、各年度の年割額及び財源内訳の全額の減額変更を行うものでございます。

19ページでございます。

繰越明許費の追加でございます。

加工食品製造機やトラクターをはじめ、補助対象となる施設、機械などの半導体不足などによる納入遅れや、燃油等高騰対策における申請、支払手続に適切な事業期間の確保など、年度内の完了が困難となったものについて、農林水産政策課の農林水産業未来創造事業費から20ページの生産基盤課の土地改良施設等維持管理費までの7課11事業につきまして、翌年度繰越予定額の欄、最下段に記載のとおり、合計で9億943万8,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

21ページでございます。

繰越明許費の変更でございます。

これまでの定例会において繰越明許費を御承認いただきました事業のうち、畜産振興課の家畜保健衛生所運営費から森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費までの5課10事業につきまして、合計で12億9,372万円へ繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

22ページでございます。

債務負担行為の追加でございます。

生産基盤課の国営那賀川総合農地防災事業の令和3年度事業の実施に係る負担金につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

提出案件の説明は以上でございます。

この際、1点、御報告させていただきます。

徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（案）の概要についてでございます。

資料1を御覧ください。

当計画案作成におきましては、生産者をはじめ学識経験者や消費者団体からなる有識者

会議、議会での御論議はもとより、市町村やパブリックコメントの御提言や御意見を踏まえ取りまとめております。

1、計画の位置付けといたしまして、まず背景として、地球温暖化による気候変動により、作物の生育不良や品質の低下、新たな病虫害の発生など、国内外において食料生産上の課題が顕在化する中、将来にわたる食料の安定供給に向けてGX、DX時代を捉えた新たな政策の推進が必要となっております。

これらの対応といたしまして、国において持続可能な農林水産業の実現に向けた、みどりの食料システム戦略が策定され、その実現を図る、みどりの食料システム法が昨年7月に施行されたところであり、当計画は、この国のみどり戦略に即応し、同法第16条に基づき策定するものです。

次に資料右側、2、基本理念といたしまして、徳島県における持続可能な農林水産業の実現を目指し、GX、DXによるみどりのイノベーション及びエシカル消費を通じてみどり戦略実践産地の創出を図るとしております。

資料下の左側、3、計画の体系でございます。

計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、徳島県及び24市町村の連名による県、市町村一体型の計画としてまいります。

計画の柱立てについては、徳島ならではの2段構成としており、一つ目の柱を徳島県版みどりの循環とし、資材調達、生産、加工・流通、消費の全段階にわたる経済循環を重視することとしております。

また、二つ目の柱を六つの法定事項とし、環境負荷低減事業活動に関する目標と取組内容などの事項を定めております。

次に右側、4、数値目標といたしまして、戦略目標、関連施策目標を定めることとしております。

戦略目標としまして、2030年までに化学農薬使用量10パーセント削減、化学肥料使用量20パーセント削減、有機農業の面積を耕地面積の1.5パーセントに拡大を共通的な目標として掲げるとともに、関連施策目標として、環境負荷低減事業活動実施計画認定件数、エシカル農産物の生産面積、学校給食に地場産物を活用する割合などをはじめ、23項目を設定いたしました。

その下、5、主な施策を御覧ください。

先ほど説明申し上げました二つの柱で整理してまいります。

まず、徳島県版みどりの循環では、資材調達、生産、加工・流通、消費の分野ごとに環境負荷低減に係る推進施策を位置付けることとしております。

①資材調達では、耕畜連携による自給飼料生産や廃菌床を堆肥化するなど、未利用資源の有効活用を進めてまいります。

②生産では、エシカル農業をはじめとする、環境負荷低減事業活動を実践する生産者の拡大を図るとともに、品目ごとの栽培マニュアルの策定、更なる環境負荷低減に資する技術の開発普及を進めてまいります。

③加工・流通では、生産物出荷の際のトラック輸送の効率化やリターナブル資材の利用など、農産物の物流体系の効率化を進めてまいります。

④消費では、エシカル農産物等のPRや実需者とのマッチング、学校現場での農業体験

や県産品の給食提供による食育を実施し、環境に配慮した農林水産業への理解とエシカル消費の普及を推進してまいります。

次に法定事項では、①環境負荷低減事業活動として、推奨する類型の設定については、事業者が行う環境負荷低減事業活動の実施計画を認定するための技術的基準等を定めており、化学肥料、化学農薬の使用減少の促進や温室効果ガスの排出量削減の促進など、推奨する類型を定めます。

②特定区域の設定については、地域の関係者が一体となって有機農業を実践するなど、モデル的な取組を推進する区域を定めるものであり、今回、市町村の御意向を踏まえ、徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、海陽町の5市町において区域と活動内容を設定しております。

③基盤確立事業の内容については、今後地域で活用が期待される品種改良や低コスト機械開発など、みどりのイノベーションを進めます。

④流通及び消費の推進については、流通分野のエネルギー使用の低減や生産者との交流による食育を進めます。

資料2を御覧ください。

基本計画のうち、関連施策目標と特定区域を整理しております。

左側、主な関連施策目標でございます、今回設定する23項目のうち主要なものについて、現状値と令和9年度の目標数値を記載しております。

今後、目標達成に向けて、環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者等の計画の認定や環境負荷低減に資する新技術の開発、普及など、個別推進施策を実施してまいります。

右側、特定区域としまして、今回、区域設定いたします5市町の区域、品目、活動内容を記載しております。

レンコン、水稻、キュウリ等を対象品目とし、有機農業をはじめとする化学農薬、化学肥料の使用量削減や、天敵を活用したIPM（総合的病害虫雑草管理）などの実践を支援してまいります。

なお、詳細につきましては資料3、徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（案）を御高覧ください。

最後に、策定に向けての今後のスケジュールでございます。

資料に記載はございませんが、今議会での御論議を直ちに反映し、法律に基づき国との同意手続を経て、年度内に策定してまいります。

今後とも、生産者はもとより、関係団体と一丸となり本計画を推進し、目標達成に向けしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

ただいま部長から、漁業調査船「とくしま」新船建造事業の継続費について、半導体などの調達が不透明ということで全額を減額するということの説明がありました。一旦見送るということでしょうか。

この継続費については、スマート漁業を進める上で必要不可欠ということで、令和4年度当初予算で計上したものでございます。私の地元である津田も、漁業が盛んな地域であります。漁業への新たな就業や限られた人手での漁に当たっては、漁業や林業でも進められておりますスマート化を大変期待しておったところでございます。

この漁業調査船の新船建造を見送ることとした経緯について、もう少し詳しくお尋ねいたします。

伏谷経営推進課長

ただいま喜多委員から、新船建造を見送ることとした経緯について御質問を頂いております。

漁業調査船とくしまにつきましては、水産庁や沿岸各県と連携しまして、水産資源の調査や海洋観測等を実施しております漁業者が操業を判断する上で、重要な漁海況情報の提供を主な業務としております。

現在の調査船は、建造から20年以上経過しまして老朽化が進んでおり、また漁業者ニーズに十分に対応できる観測機器や設備がないことなどから、効率的で生産性の高いスマート漁業の実装を加速させる新たな機能を備えた調査船の建造費としまして、令和4年度から6年度まで総額13億5,300万円の継続費をお認めいただいたところでございます。

しかし、本年度実施いたしました建造工事の入札におきまして、2者の入札資格者のうち1者が辞退、1者につきましては鋼材や海外製の観測機器等の価格高騰により予定価格を超過しまして不調となったところでございます。

資材価格の高騰に加えまして、ウクライナ情勢等の影響によって観測機器に不可欠な半導体などの資材調達の見込みが不透明となっております。再度の入札不調や契約後における工期内の完成が困難となる可能性が増大している状況を鑑みまして、当面の間、新船の建造を回避しまして、現在の調査船の使用を延長することとし、建造に係る継続費の全額の減額変更をお願いするものでございます。

喜多委員

経緯については分かりましたけれども、ウクライナ情勢の影響がここにも大きく出ているようでございます。非常に残念なことでございます。

先ほどの説明にもありましたが、当面の間、使用を延長するということでありますが、新たな建造時期についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

伏谷経営推進課長

ただいま喜多委員から、新たな建造の時期について御質問を頂いております。

当初の建造スケジュールにつきましては、令和4年度におきまして建造業者の入札、建造手順を決める詳細設計、令和5年度において主に資材の発注、船体の工事、塗装工事、

令和6年度においては主に観測機器の取付工事、それと試運転といったスケジュールにさせていただいておりまして、令和7年2月の法定検査前の完成を予定しておったところでございます。

建造延期に伴いまして、現在の調査船で令和7年2月の法定検査を受検するとともに、安全な運行に必要なメンテナンスを実施しまして、調査船業務を継続してまいりたいと考えておるところでございます。

しかしながら、現在の船体は建造後20年以上経過しておりまして、老朽化が著しく予期せぬ故障による事故発生リスクの上昇、また新船に装備する予定でございました観測機器を用いた技術開発の遅れ、さらに長期使用に伴う修繕必要箇所が増加等が懸念されますことから、令和10年2月に予定しております法定検査前の完成を目指し、令和7年度から建造開始に着手できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

着手に当たりましては、改めて議会にお諮りさせていただいて、御審議いただきたいと考えておるところでございます。

喜多委員

分かりました。多くの問題があるようでございます。早期に着手できるよう、御検討を続けていただきたいと思います。

ただ、そうしている間にも高齢化や担い手の減少は進んでおります。漁業のスマート化について何らかの対応が必要だと思いますが、どう対処していこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

伏谷経営推進課長

ただいま喜多委員から、漁業のスマート化への対応について御質問を頂いております。

漁業者の高齢化や担い手不足の進行が懸念される中、本県水産業の競争力も強化し成長産業化を図るため、新規就業者はもとより、高齢者を含めた多様な担い手がIoTやAIなどの最先端技術を活用して、より効果的、効率的なスマート漁業を展開できる技術開発が必要だと考えております。

水産研究課が県有施設や沿岸主要漁場の15か所に海水温自動観測ブイを設置しまして、水温データ等を即時配信しておりますリアルタイム水質情報配信システムにつきましては、養殖漁業者の皆様から作業開始時期の判断に役立つなどの好評を得ているところでございまして、自動観測ブイの増設をはじめ、配信データの拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、マリンサイエンスゾーン協定に基づきまして、阿南高専と連携して水揚げ情報や自動観測ブイ及び現船の観測データを用いまして、経験の少ない若い漁業者でも効率的な操業が可能となるような漁海況の予測技術、また衰退する藻場の保全、回復のためにドローンの空撮画像を解析しまして、広域に分布します藻場のデータを効率的に収集する技術などの開発と早期確立に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、新たな調査船の完成により得られます詳細な観測データを、スマート漁業に即座に活用できるように、これらのスマート技術の開発と現場実装を加速させてまいりたいと考えております。

喜多委員

分かりました。いろいろな問題があるようでございます。いろいろな取組を進められていくということで安心しましたが、やはり新たな機能を追加した新船が海に繰り出すことを心待ちにしておりますので、スマート漁業の推進は手を緩めることなく進めていただきたいと思います。

今後とも、漁師の皆さんが明るい未来を描けるよう、本県水産業の振興に向け取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、先般の本会議で我が会派の寺井議員の代表質問において、飯泉知事より、現行の農林水産業未来創造基金について、グリーン成長を強力に支え、新たな支援型基金へと進化させるとのお話がありました。どのように見直すのか、お尋ねいたします。

七條農林水産政策課長

ただいま、当課所管の農林水産業未来創造基金の見直しについて御質問を頂いております。

まず、現在の農林水産業未来創造基金につきましては、T P Pが大筋合意なされました平成28年に、グローバル化への対応として県単独で創設したものでございます。平成28年度から資金の造成を開始いたしまして、今年度までに総額29億円の造成を終えたところでございます。

同時に、平成28年度よりグローバル化への事業について支援を開始しておりまして、これまでに19億円の支援を行い、今年度末、基金の残高は約10億円となる見込みとなっております。

これまで本基金を活用いたしまして、生産者の省力化を図るための集出荷施設の整備支援でありますとか、農薬散布の作業受託用ドローンの導入、さらには国際競争力強化のためH A C C Pなどの国際認証に対応いたしました食品加工施設の整備などを支援してまいりまして、農林水産業の生産力の強化、販売拡大などの支援を実施してきたところでございます。

今回、T P P対応に主眼を置く現在の基金目的を、みどりの食料システム戦略の実現と食料安全保障の確立に資する事業を優先支援できるよう見直しを行ってまいりたいと考えております。

新たな基金では、例えば効率的な有機農業の実装を行うための新技術の導入、スマート技術を活用いたしました経営規模の拡大や作業の効率化、さらには農地の有効活用のため農地集積ですとか、耕作放棄地解消の取組を加速化してまいりたいと考えております。

具体的には、有機農業の効率的実装のための高能率水田用除草機であったり、有機質肥料のペレット化施設等の新技術の導入、スマート技術を活用しました高度環境制御型の施設園芸ハウス、それから無人走行トラクターやクラウド型のほ場管理システムの導入などの事業を想定しております。

今後、これらの事業を優先採択することにより、みどりの食料システム戦略、あるいは食料安全保障の確立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、制度の詳細につきましては、今後鋭意検討を行いまして、6月の県議会定例会に

お諮りしたいと考えております。

喜多委員

ありがとうございました。

今の説明では農業についての施策が中心のようでございますけれども、新たな基金では林業や水産業も対象になるのか、お尋ねいたします。

七條農林水産政策課長

新たな基金におきまして、林業、水産業も対象になるのかとの御質問でございます。

まず、現在の農林水産業未来創造基金におきましても、林業、水産業、それぞれ対象にしておきまして、林業におきましては、これまで移動式の製材機等による木材の低コスト流通モデルの構築でありますとか、ドローンと3次元解析ソフトによります森林資源調査の省力化、さらには水産業におきましては、資源管理の観点から、アワビの増殖礁の整備ですとか、スジアオノリの漁獲量安定化に向けました海底耕耘技術、施肥技術の導入支援など、産地の競争力強化に向けた支援を行ってきたところでございます。

新たな基金につきましては、見直しの主眼であります、みどりの食料システム戦略の実現に向け、さきに御報告いたしました県基本計画におきましても、林業におきましてはJクレジット制度の活用拡大、それから林業DXやエリートツリーを活用した森林リサイクルの活用、主伐生産システムの導入、水産業におきましては漁海況予測システム等の操業の効率化や省力化に資するスマート水産業の導入、それから気候変動に対応しました新品種や新技術の開発推進、藻場の造成等、増殖対策の推進などを計画に位置付けているところでございまして、新たな基金におきましても、みどりの食料システム基本計画の目標達成に向け、林業や水産業の取組を支援してまいりたいと考えております。

喜多委員

農業だけでなく、林業と水産業についても対応を考えておるということで安心したものでございます。

私の地元の基幹産業である木材産業は、林業の中でも川中から川下に掛けての重要な役割を担っております。このような木材産業について、今後はDX・GX化の推進が必要不可欠であると考えております。

県としても、木材産業に対して進化し続けるこの基金により、特に積極的に支援していくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

小杉スマート林業課長

ただいま、新しい基金により木材産業に対しても積極的に支援するべきではないかという御質問でございます。

林業におきましては、川上の課題としまして戦後植林された人工林が50年以上経過しまして伐採時期を迎えるとともに、大径材化が進んでおりまして、その利用体制の構築が急務となっております。

また、一昨年度のウッドショックにより、外材が入ってこないという状況に直面しまし

て、木材産業や住宅産業の川下においては、国産材回帰の強い流れが生じているところがございます。

川上から川下まで、林業の伐って、使って、植える森林サイクルの確立は、グリーン社会の実現に向けて不可欠であり、また林業の活性化により地域経済が潤うことにもつながってまいります。

そのためには、御指摘のとおり、使っての部分を担当いただいております木材産業においても、AIやIoTなどのスマート技術を活用したDX・GXの推進が今後ますます重要になることと認識しております。

木材産業は、農業、水産業とともに、本県の基幹産業としてなくてはならない産業であり、御意見をお踏まえしまして、県としてもDX・GXのモデルとなるような意欲的な事業につきましては、国費を活用しながら、併せて県としてもこの新しい基金を活用して、思い切った支援ができるよう工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

喜多委員

本県の未来を担う木材産業のDX・GX化をはじめ、今後とも力強い農林水産業の発展に向けて、しっかりとした支援制度を迅速に作っていただきますようお願いいたします。

井川委員

先ほど部長から説明いただきました徳島県みどりの食料システム戦略基本計画についてでございますが、幾つか質問したいと思っております。

この基本計画については、生産者をはじめ学識経験者や消費者団体から成る有識者会議で検討を進めてきたということでございまして、11月定例会の付託委員会において素案の説明を受けたところでありますが、そのときの説明では、共通的な目標の戦略目標の設定は化学農薬使用量の10パーセントの削減、化学肥料使用量の20パーセントの削減の2項目だったと思っております。先ほどの説明では3項目目の設定をするとのことで、新たに有機農業の面積拡大が追加されております。

有機農業の面積を耕地面積の1.5パーセントへ拡大することを目標としておりますが、それはどのような水準の目標設定なのであるか。現在、本県の有機農業の取組面積はどれぐらいなのか、御説明いただきたいと思っております。

七條農林水産政策課長

戦略目標に関連しまして、有機農業の面積について御質問を頂いております。

まず、戦略目標につきましては、各施策の共通的な目標として設定させていただいたものでございまして、2030年の国の中間目標と同水準の数値目標を掲げたところでございます。

国におきましては、2050年までに耕地面積に占める有機農業の面積割合を25パーセント、100万ヘクタールへ拡大するとしておりまして、その中間目標としまして2030年までに耕地面積に占める有機農業の面積割合を約1.5パーセント、6万3,000ヘクタールへ拡大することを目指しているところでございます。

本県におきまして、有機農業の面積は令和3年度現在で158ヘクタールでございます。

て、本県の全耕地面積の0.6パーセントに相当します。本計画では、現在の3倍となります約1.5パーセントを目標設定させていただいたところでございます。

井川委員

すごい目標ですけど、現状の3倍というのは非常に高い目標だと思います。基本計画を全力を挙げて進めていくんだという強い意志の表れだとも思います。

さて、先ほどの部長の報告では徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、海陽町の5市町村で特定区域を設定するとのことですが、そもそもこの特定区域とは何をすることを目的とした区域なのでしょうか。今後この区域でのどのような施策を講じていくのか、教えていただきたいと思います。

七條農林水産政策課長

特定区域についての御質問でございます。

特定区域につきましては、みどりの食料システム法に基づきまして設定される地区でございます。具体的には有機農業の面的拡大をはじめ、集団又は相当規模で行われることにより、地域における環境負荷低減の効果を高めます事業活動の実施の促進を図る重点地域でございます。

特定区域におきましては、推進のためのメリット措置といたしまして、有機農業などに取り組む事業者は、特定環境負荷低減事業活動の計画につきまして県の認定を受けることにより、投資促進税制などの課税の特例、それから補助金の適正化法の特例などのメリット措置を受けることができるようになっております。

今回設定しようとする5市町におきましては、有機農業の新技术導入を積極的に支援させていただきまして、本県の有機農業のモデル産地となるよう、市町をはじめ関係者と共にしっかりと支援してまいりたいと考えております。

井川委員

分かりました。とにかく新しいことを始める際には、参考となるモデルが身近にあるということが非常に重要になると思います。しっかりとモデルを育成する必要があると考えます。

さて、モデルを育成して、そこを拠点に推進していくことは分かりましたが、やはり農林漁業者や地域に応じた支援策が必要だと思います。きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

そこで、本基本計画の目標達成に向けて、今後いろいろと施策を講じていくと思いますが、令和5年度はどのような施策を講じていくのか、教えていただきたいと思います。

七條農林水産政策課長

基本計画の目標達成に向けまして、今後の施策展開についての御質問でございます。

基本計画におきましては、徳島県版みどりの循環を構成する資材調達、生産、加工・流通、消費の四つの分野におきまして環境負荷低減に係る推進施策を実施することとしております。

まず、資材調達の分野におきましては、土作りに必要な良質な堆肥と飼料用の米、稲わらなどの飼料を共に安定確保をするために、飼料作物と家畜堆肥を循環させる耕畜連携が非常に重要と考えておりまして、良質な堆肥の農地への供給促進、それから飼料用米の周年供給体制の構築、さらには肉用牛の飼料となる稲わらの利用拡大などに取り組んでまいりたいと考えております。

施策の推進に当たりましては、本年度中にも耕畜連携プロジェクトチームを立ち上げまして、関係団体との連携、協力の下、課題解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、生産の分野におきましては、県の農林水産総合技術支援センターなどにおきまして、ドローン画像のAI画像解析によります病虫害発生を早期に発見するシステムなど、新技術の開発に取り組むとともに、有機農業の産地づくりや面積拡大のため、堆肥の施用による土作り、それから局所施肥など化学肥料の使用量低減、さらには天敵の利用によりますIPM総合的病虫害雑草管理の実践による化学農薬の使用量低減など、環境に優しい栽培技術の導入支援を行ってまいります。

また、栽培マニュアルの策定でありますとか栽培講習会の開催など、きめ細やかな現地指導を行いまして、環境負荷低減活動を実践する農林水産生産者数の拡大を図りまして、活動の裾野を広げてまいりたいと考えております。

次に、加工・流通の分野におきましては、生産物の出荷の際のトラック輸送の効率化ですとかリターナブル資材の利用など、農産物の流通体系の効率化が図られますよう、農協、漁協などをはじめとしました関係団体に働き掛け、流通場面におけるエネルギー利用量の低減と温室効果ガスの排出量削減を推進してまいります。

さらに、消費の分野でございますが、環境に配慮しました農林水産業への理解を推進するため、学校給食における有機農産物の活用、それから農業体験などによる食の循環を意識した食育の実施、さらには生産者と消費者の相互協力により、顔の見える関係の構築を実現するCSA、地域支援型農業の導入などを実施することとしております。

これらの施策展開におきましては、国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金はもとより、さきに御説明させていただきましたが、食料安全保障の確立、みどりの食料システム戦略の推進のため、今後、設置目的の見直しを行う予定としております農林水産業未来創造基金なども活用し、効果的に施策を展開してまいりたいと考えております。

井川委員

ありがとうございます。国においては2050年に農林水産業のCO₂ゼロミッションを掲げて取組を進めております。地球温暖化は猛暑日の多さや大規模災害の頻発化から実感しているところ、2050年の目標という遠い先のようにも感じられますが、更に深刻化してからでは手遅れであり、正に今できることから関係者一丸となって取組を進めていただく必要があると思います。全力を挙げてがんばっていただきたいと思います。

もう1問、学校給食の件に関して質問させていただきます。

畜産の関係で、学校給食へ県産畜産物を提供した事業に関し、先週2月13日、藍住町の学校給食用の食肉調達において官製談合の疑いによる逮捕事案が起きました。

新聞報道等によりますと、コロナ禍における需要喚起対策として実施された学校給食への食肉提供事業において、阿波牛の購入先を選定する見積り合わせで、価格漏えいによる

不正調達、官製談合が行われたということでもあります。

学校給食への県産畜産物の提供については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外食需要の低迷により、市場価格の下落や需要低迷など、大きな影響を受けた高価格帯農産物の需要喚起策として実施されたものであり、学校給食への食材提供を通じた食育の推進に寄与する事業だったと承知しております。

県におきましては、令和2年度及び令和3年度において、国の事業や新型コロナ臨時交付金を活用し、学校給食への県産畜産物の提供事業を実施されておりますが、改めて事業の概要について簡単に結構でございますので、説明していただきたいと思っております。

岸本畜産振興課長

ただいま井川委員より、学校給食への県産畜産物の提供事業の概要につきまして御質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染症の影響で消費が落ち込みました、県産牛肉及び阿波尾鶏につきまして、需要喚起と利用拡大を進めるため、また将来の食を担う県内の児童生徒の皆さんにその魅力をより深く学んでいただけるよう、令和2年度及び令和3年度補正予算におきまして予算をお認めいただき、学校給食への食材提供を実施いたしました。

事業の概要につきまして、まず令和2年4月補正予算でお認めいただきました、和牛肉等学校給食提供推進事業では和牛肉などの県産牛肉を、令和2年6月補正予算の阿波尾鶏学校給食提供推進事業では阿波尾鶏を、それぞれ県内小中学校等へ提供したところであり、これら二つの事業につきましては農林水産省の補助事業として全額国費で実施したところでございます。

続きまして、令和3年1月補正予算でお認めいただきました、新しい生活様式に適応した県産畜産ブランド販路拡大強化事業におきます学校給食への食材提供では、県産牛肉と阿波尾鶏を提供いたしました。

最後に、令和3年9月補正予算、学校給食等阿波尾鶏利用拡大事業における学校給食への食材提供では、阿波尾鶏を提供したところであり、この令和3年1月補正予算及び令和3年9月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、県事業として実施いたしました。

これら学校給食への食材提供を通じまして、県産牛肉は延べ数量約12.9トン、阿波尾鶏につきましては延べ数量13.9トンの提供を行ったところでありまして、県産畜産物の需要喚起はもとより、県内の児童生徒の皆さんにそのおいしさ、魅力を知っていただけたことで、食育の推進にも寄与できたものと考えております。

井川委員

ありがとうございます。事業の概要について御答弁いただきましたが、今回の官製談合の疑い事案、新聞等の報道によりますと、食肉を納入する業者を選定するために実施された見積り合わせにおいて不正が行われたとのことではありますが、国や県の事業を実施するに当たり納入業者をどのように選定するのか、県から各市町村等に対してどのように説明されたんでしょうか、お聞かせください。

岸本畜産振興課長

ただいま、県産畜産物の納入業者の選定につきまして、県から市町村等に対してどのように説明したのかとの御質問を頂きました。

県産畜産物を納入する食肉販売業者の選定におきましては、農林水産省の補助事業における国の見解では、学校給食に係る契約など、地域の実情に応じ調整、選定を行っていただくこと、取引価格は相見積りを取るなど、透明性、公平性を持った方法で決定することが示されていたところでございます。

このため、県におきましては各自治体等に対しまして、使用する食肉の品種、部位、また納入形態など、地域ごとで異なることを踏まえまして、各学校給食の提供者等におきまして調達、選定を行っていただくこと、これは自治体等におきまして通常行っている方法により調達いただいで差し支えないということでございます。

そして、取引価格につきましては、見積りなど透明性、公平性を持った方法により決定していただくこと、以上の点について説明、依頼を行ったところでございます。

また、県事業につきましても、国に準じた形で食肉の納入業者を選定していただいたところでございます。

井川委員

ありがとうございます。御答弁を頂きました見積り合わせで納入業者を選定するという事自体、問題はなかったということですね。

最後に、この度の事案、藍住町における納入業者選定における官製談合の疑いでありますが、県として、この度の事案についてどのように受け止められているのか、お聞かせいただきたいと思います。

岸本畜産振興課長

ただいま、今回の事案を県としてどのように受け止めているのかという御質問を頂きました。

現在、捜査中ではございますけれども、報道の内容が事実であるならば、学校給食への提供事業におきまして適正な業者選定が行われなかったという点、非常に残念という言葉しかございません。

今後、捜査の状況を注視いたしまして、その上で教訓とすべき点の洗い出しや必要な対策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

井川委員

学校給食への阿波牛や阿波尾鶏の提供事業、コロナ下での需要喚起はもとより、食育の推進にも寄与したものであり、県内の子供たちにとっても地元のブランド、畜産物を友達と一緒に食べられる機会が得られたということは非常によかったと思っております。子供たちが御家庭で阿波牛を食べた、阿波尾鶏を食べたと喜んで話されたということをお聞き及んでおります。

県内畜産関係者にとっても、また県内の子供たちにとっても大変意義深い事業であったと思っております。官製談合の疑いという事案が起こってしまったことは、ただただ残念という

しか言いようがありません。

先ほど御答弁を頂きましたが、捜査の内容を見守りながら、教訓とすべき点の洗い出しや必要な対策についてしっかりと検討を進めていただきたいと思います。

ちょっと私の話を聞いていただきたいと思います。

私も徳島市の一農家でございますが、今、いろいろな農家を回っていると、とにかく農産物の値が上がらんということで非常に嘆いております。スーパーへ行くと、どんな商品でも20パーセント、30パーセントの値上げになって、油も粉も何もかもが値上がりになっている。

新聞にはそういう値が上がったということは載るんですが、社会的にもこんな状況下で仕方がないのかなというところがあって、物価が上がるということがある程度認められているような状況がありますが、農産物の価格ってどうでしょうか。全然上がっていないし、まだ下がっておる場合もある。

この間も、知り合いの農家が1日掛かってタマネギを出したと。今日の日当幾らかって聞くと1,000円じゃという話になった。箱代が出るけんええかなって、笑いながら出してくれました。

そんなんでいいんだろかなと。確かに、農産物によっては非常にもうかる農産物もあって、後継者もたくさんいて、徳島でもがんがん農業を頑張っているところもあると思います。

ただ、多くの農家っていうのは、もう本当に農業収入ではとても生きていけないという方が多い。今持っている農業機械が壊れたら、もうこれで農業やめるわと言ってる農家もたくさんあったりする。

これは県に聞くような話ではないのかも分かりませんが、農林水産部では徳島の農業の現状をどう考えられているか、ちょっと一言コメントを頂きたいと思います。

七條農林水産政策課長

ただいま、農産物価格の推移についてお話を頂いたところでございます。

手元の資料によりますと、委員お話しのように、例えば食品の加工品あるいは原料につきましては、サラダ油や小麦粉の値上がりが報道されておるわけでございますが、令和3年1月現在とこの1月を比較しますと、サラダ油については149パーセント、それから小麦粉については122パーセントまで上昇しているという値が農林水産省の食品価格動向調査で公表されているところでございます。

一方、青果物につきましては、季節的な変動ですとか品目により、まちまちなところはございますが、手元の資料ですとキャベツとかレタスなど、本県でも栽培されているようなものの推移を見ますと、コロナの流行前、令和2年1月と比較しましても、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。

このような中で、昨今、特に昨年度の今頃からですけれども、ウクライナの侵攻によりまして生産資材の価格が高騰しております。

販売価格は横ばいであるものの資材価格が高騰しておりますので、当然、農家の利益が減っているというような状況でございます。

このように、例えば食品加工物や加工品がどんどんとメーカーによって値上がりしてい

く一方で、生産者の販売価格が横ばいに推移しているというのは、価格形成機能に一つ問題があるのかなとも考えております。

つまり、食品加工物ですと、メーカーの希望価格を量販店等に提示して、それなりにメーカー側の意思が価格に反映していくわけなんですけれども、農産物の場合は、多く卸売市場に出荷されまして、自分の手から離れまして卸売会社と仲卸との間で、競り、最近では相対での価格交渉により価格が形成されるということ。また、川下の量販店等が非常に大規模化してまいりまして、交渉の圧力が強まっている状況もあろうかと思えます。

したがいまして、川下の都合といいましようか、売りたい価格で価格が形成されるような構造になっているのかなと思えます。

これにつきましては、国も問題視しており、改善すべく現在検討がなされております、国の農業政策の基本となります食料・農業・農村基本法が来年頃には見直しが行われると思えますが、この中でも議論されておるところでございます。

フランスではエガリム法というのが2018年に公布されておりまして、生産者の生産コストをベースに価格交渉に臨むというような法律が整備され、フランスにおきましても、その後いろいろ法改正が行われ、改善が行われているところでございます。

こういった他国の先進事例を基に、何らかの取組が行われるものと考えております。

これは国内のサプライチェーンの構造的な問題が大きいかなというように考えていまして、徳島県だけでどうにかということは非常に難しいかと思えますので、国の情報や状況を注視しながら、必要であれば本県の考えなども国に伝えていきたいと考えております。

井川委員

確かに徳島県でどうこうできるものでもないし、これはもう根本的に、さっきも私から言わせてもらった、みどりの食料システム戦略を進めていくのも大切なことと思えますが、とにかく農家が食うていけんことには何も始まりません。

それで、今のウクライナ危機とか、いろいろあって、穀物が入ってこないうんぬんがあって、日本はまだウクライナに頼っている割合が少ないからあれなんです、これが足らなくなったら、日本が今もらっているところから回すとか、また高い値でこっちを買い付けに来るとか、絶対そうなるし、食料危機というのは必ずやってくると思うんですね。

そのときに、根本的な日本の農業というものが、もうがたがたになってしまったら、さてどうなるのかなというところが大変心配でございます。私のような者がこんなことを言うと、寺井副委員長に非常にお叱りを受けるかも分かりますが、やっぱりこのままでは、本当にもう現実的なところまで来ていると思えます。

物価を上げろとは言いません。ほかの物もどんどん上がりよるから、農産物もどんどん上げて、上がってもいいという考え方ではとてもないんですが、とにかく農業、農産物だけにしわ寄せが来るようなことは、もう何とかやめていただきたい。そういうことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

梶原委員

4点ほど、お聞きします。

まず、老朽化したため池の整備事業についてお聞きします。

今、国のほうでも、この老朽ため池の整備事業を一生懸命されているみたいなんですが、県内のため池の数と、そのうち改修が必要なため池が何箇所あるのか、教えていただきたいと思います。

原委員長

小休します。（11時43分）

原委員長

再開します。（11時43分）

中原生産基盤課長

ただいま、老朽化したため池の数、それから改修が必要な数についての御質問を頂きました。

県下には542か所の農業用ため池がございます。そのうち、決壊した場合、下流にあります人家ですとか公共施設等に被害を及ぼす可能性があるため池が363か所あるという状況でございます。

梶原委員

分かりました。363か所、非常に多いなと思うんですが、そうすると、363か所のうち改修済み、対策済みのため池は現在、何か所あるんでしょうか。

中原生産基盤課長

ただいま、363か所のため池のうち、改修済みのため池の数について御質問いただきました。

本年度末で、363か所のため池のうち55か所について改修が済んでおるという状況でございます。

梶原委員

分かりました。今回出た議案で、ため池の整備事業費が1,600万円減額になっていますが、これはどういった理由ですか。

中原生産基盤課長

今回の減額につきましては、国の内示差で減額させていただいたところでございます。

梶原委員

分かりました。そうすると、55か所で、まだ300か所以上対策が必要なため池があるということですが、今後のスケジュール等についてどういうふうに考えられていますか。

中原生産基盤課長

ただいま、今後のスケジュールについての御質問を頂きました。

363か所で55か所は終わっておりますので、残り約300か所というふうになってございまして、現在、このため池について豪雨が降った場合、大丈夫か、あるいは地震が起こった場合、大丈夫かという調査を鋭意進めておるところでございます。

現在のところ、約半数につきまして調査は完了しております、今後も引き続き調査を進めるとともに、その調査結果を踏まえまして、どのため池から直していくかということについて、ため池を使っている農業者の方、それから関係する市町村の方と十分に協議をしながら、優先順位を付けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。かなりの数が残っておりますし、一番懸念されているのは、この住宅地の上のほうにある農業ため池の決壊です。

大きな地震が起こった場合に、これがたちまち決壊して下の住宅地に大きな被害が及ぶんじゃないかということで、そういう住宅地周辺にあるため池の改修については、是非とも優先的に行っていただきたいと思います。国の補助事業も結構積極的に予算を付けてやっているみたいですので、その点、是非お願いします。

それと、これは事前委員会で出ておりましたけれども、ターンテーブル魅力発進事業ということで4,800万円、説明資料で載っておりました。

このターンテーブル、令和4年の売上目標が2億5,000万円とお聞きしていますが、この年末年始の状況と、この目標達成に向けた現在の売上状況、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま委員から、ターンテーブルの売上げに関して御質問いただいております。

ターンテーブルにつきましては、年末年始に外国人も多く来客されておまして、ランチのほうは引き続き好調でございまして、夜のほうはまだまだ戻りが鈍い状況ではございますけれども、比較的戻りが出ているというふうに考えております。

また、県を挙げてのイベントにつきましても、今朝の新聞にも載っておりましたけれども、アワーケーションのイベントとか、そういったところでも利用が出てきておりますし、西部の世界農業遺産と併せたマルシェとかも開催したところがございます。

この実際の直接売上げにつきましては、昨年度よりも増えておるといふふうにも実感しておりますけれども、間接売上げのほうも、近隣の飲食店と食の供給拠点として、ターンテーブルのマルシェの充実も図りまして、周辺にも継続の取引が出ているようなことも聞いております。

それから、今後、新たに県内の卸会社と連携して多品目の野菜の仕入れ体制の構築とか、県内水産事業者と連携して大手量販店への販売とか、こういったところも新たな商流の取組としていきたいと思っております、売上目標2億5,000万円を超えるように努力していきたいと考えております。

梶原委員

頑張っていたきたいと思うんですが、宿泊部門はどんな感じでしょうか。

宮崎もうかるブランド推進課長

宿泊の状況でございます。

やはりドミトリーという部分を持っておりますので、ここは外国人の旅行客の回復というところに頼らざるを得ない部分がございますけれども、人の入りとしては割と好調で、周辺のホテルの状況も割と人が入っている状況で、ターンテーブルにつきましても戻りが出てきているかなというところでございます。

梶原委員

分かりました。これから目標に向けて最後のスパートということですが、観光のほうも大分戻ってきているような感じがしますので、また飲食等も併せてしっかり頑張っていたきたいと思っております。

あと、令和5年度の新しい事業で、万博に向けた「徳島の食」利用強化・拡大事業というのが出ておりましたが、その内容について教えていただきたいと思えます。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま委員から、万博に向けた「徳島の食」利用強化・拡大事業について御質問いただいております。

2025年大阪・関西万博は、徳島の誇る食、食文化といったものを世界に広める絶好の機会と捉えておまして、特に関西圏では今、万博に向けて盛り上がりを見せておりますけれども、首都圏のほうではまだまだ情報が行き届いていないところもございます。

そういったところを、ターンテーブルのほうも活用しながら、阿波ふうどの魅力発信と食のブランディング強化をしていきたいというものでございまして、具体的には、首都圏で開催される阿波おどり等の大規模イベント、こういったところにターンテーブルと連携を図りまして、新鮮で安全・安心な徳島県産食材をとくしま特選ブランドなどと一緒に付加価値の高い徳島ならではの県産品として、出張マルシェを開催したいと考えております。

また、大阪・関西万博に向けては、食をテーマに国内外のあらゆる場面で新たなブームを巻き起こすために、徳島グルメも新たに取り組んで、徳島の食をより一層、海外の方に、日本国外の方に広めていけるように取り組んでいきたいと思っております。

梶原委員

万博は関西です。東京から来られる方も多いと思えますけど、関西でこういったキャンペーンとか、そういった取組はあるんですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

例えば、今年度、関西のほうでマックスバリュ、イオン系列のスーパーとかで徳島の飲食フェアもこれから予定されておるところがございます。

それから、首都圏のほうで徳島県ゆかりの飲食店ということで三十数店舗ございますけ

れども、こういったものを関西圏でも増やしていこうということで、まずは今年度30店舗を目指して今動いているところでございます。

梶原委員

分かりました。関西で徳島ゆかりの飲食店が30店舗ということで、もう既にその加盟店はあるんですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

これまで阿波ふうど繁盛店ということで、取引させていただいているところが十数店舗ございまして、それを更に拡大していきたいと、今、展開しているところでございます。

梶原委員

分かりました。首都圏も大事だと思うんですけど、やっぱりこの万博が開催される関西で、徳島の食をどれだけアピールできるかというのは大事だと思います。

この阿波ふうど繁盛店をどんどん拡大することによって、徳島への呼び水になると思いますので、30店舗といわず着実に伸ばしていっていただきたいと思っております。

最後に、これも新しい事業で、阿波尾鶏生産・供給拡大事業に1億5,000万円が上がっておりますけれども、これはどういった内容なんでしょうか。

岸本畜産振興課長

阿波尾鶏生産・供給拡大事業の内容につきまして御質問を頂きました。

阿波尾鶏につきましては、平成元年度からの販売以来、消費者の信頼確保とともに、品質と供給力の向上を図りながら、平成10年度から24年連続で地鶏肉の日本一の生産量を誇っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機等に起因する外食需要の低迷、また配合飼料をはじめとする生産コストの高騰などによりまして、生産羽数の減少、また収益の低下など、大きな影響を受けているところでございます。

このような状況に対しまして、県では、学校給食への食材提供や配合飼料価格高騰に対する緊急支援などを通じまして、需要喚起、販路拡大や畜産経営の負担軽減を支援する一方で、養鶏事業者、これは阿波尾鶏ブランド確立対策協議会でございますけれども、こちらのほうでも県内外での新たな需要の創出、販路拡大に取り組むなど、生産供給体制の回復に努めているところでございまして、今後、アフターコロナはもとより、大阪・関西万博を見据えた生産羽数200万羽への回復に向けまして、一層対策を強化する必要があると考えております。

そこで、品種の維持、増殖に必要な施設のうち、阿波尾鶏の素びなの生産を担う新たな拠点施設の整備を支援いたしまして、生産供給体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、国の補助事業を活用いたしまして、原種鶏と種鶏の飼育施設、これは鶏舎でございますけれども、今は2か所に分かれておりますものを集約いたしまして、DXによる温度、換気などを自動制御する環境制御型の、また鶏インフルエンザ対策をも強化い

たしました鶏舎施設の整備を進めるものでございます。

これらの取組によりまして、阿波尾鶏の生産力の回復はもとより、生産効率の向上や生産コスト低減、このあたりの効果も期待され、更なるブランド力の維持、強化を図ってまいりたいと考えております。

梶原委員

新しい施設の展開というのは、県内のどの地域でやるんですか。

岸本畜産振興課長

新たに鶏舎を整備いたします場所につきましては神山町でございます。

梶原委員

それはいつできるんですか。

岸本畜産振興課長

ただいま、鶏舎の完成時期につきまして御質問を頂いたところでございます。

この事業につきましては、予算額1億5,000万円を計上させていただいておりますけれども、全額国費ということで、国の事業を活用した鶏舎整備となっております。

現在、国のほうと事業の実施に向けまして協議を進めているところでございまして、来年度整備に取り掛かりまして、年度内の完成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。阿波尾鶏、本当に非常に大事な徳島のブランド品ですので、全額国費ということで安心しましたけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

原委員長

午食のため休憩いたします。（11時58分）

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時01分）

それでは、質疑をどうぞ。

西沢委員

先ほど調査船が一応延期という形になりましたけど、私、常に思ってるんですけども、船でも何でも消防車でも、買い替えるときに古いやつは処分しますよね。処分して新しい船が災害でやられてどうしようもないというときには、やっぱりそれをどないかして、今まで使いよったんだからまだ使えるはずなんで、そういったものをちゃんと整備して保管しておくということも必要じゃないかなと。

防災・感染症対策特別委員会の中でまたちゃんと言いますけれども、この調査船につい

てもそうかなと。新しくやり替えるときには、古い船のエンジンなんかを整備して、長期間置いておけるような状態に、エンジンなんかを解体して中に油を塗ってちゃんとすれば長期間いけるらしいです。それはもう本職に聞いてあります。

そういうことをして、津波とか地震とかでやられないようなところに置いておいて、災害があつて調査船なんかやられても、それで代替えしてしばらくはやれるというようなことも考えてほしいなと思う。もう終わったから解体してしまうというんじゃなくて、そういうことも考えてほしいなと思うんです。これは調査船に限ってちょっとお願いしときたいんですけども、いかがでしょうか。

伏谷経営推進課長

ただいま西沢委員から、調査船についても災害等に備えて使えるように保管しておくべきではないかという御意見を頂いたところでございます。

現在のところ調査船、先ほど申し上げたとおり、次期新船建造に向けてまた改めて検討に入りたいと考えているところですが、これまでの新船建造に当たっては入札により売却してきたという経過もございますので、まずはそういった方向で考えておるんですが、西沢委員から御意見を頂きましたので、また今後、新船建造に向けて参考にさせていただければと考えております。

西沢委員

全体的なことはまた危機管理環境部のほうで言いますけれども、一つ一つ、これがなかったら困るんだというような災害にやられる可能性があるものは、やっぱりそういう形で予備的に置いておく必要があると思うんですよ。そこをよろしく願いいたします。

それから、これは一般質問の中でも言うだけ言いましたけれども、米倉庫の件です。

もう8年から10年ぐらい前に一遍調査しました。どんな状態かなって思って4か所、5か所ぐらい回ってきましたけど、その全てが津波にやられるところで、ここはどうですかと聞いたら、津波が来ますというところで、うず高く積んでありました。津波が来たら入ってくるんですかと言ったら、入ってきますということで、そうしたら多分1段目でもつかつたら紙袋なんで、多分紙袋が弱くなって上からの圧で崩れるだろうと。崩れたら津波はヘドロの水なんで、食べられなくなるだろうということが分かりました。

それで、その追加で耐震はどうかなということも聞いておりました。

そうしたら、耐震もほとんどが駄目だと。後から調査の資料をもらいましたが、100パーセントじゃないけれどもほとんどが倉庫そのものも潰れると、耐震化が駄目だということでした。

J Aが中心の米倉庫だと言っても、年間600万トン、700万トンが生産できるわけでしょう。その中で、沿岸部は数分の1だとしても時期が悪かったら100万トン、200万トンが被害を受ける可能性も出てくるわけですよ。

だから、これは何とかせないかんなど、そのときも言いました。言うたんだけど、J Aそのものはどうも余り動いていない気がします。これは今どうなっていますか。

林次世代農業室長

ただいま西沢委員より、浸水そして耐震等の状況と、その後どうなっているかというふうな状況をお伺いいただいたかと思えます。

まず、浸水エリアにおけます保管状況についてでございますが、県のハザードマップによりますと、県内のJA系統の所有する米の保管倉庫の約30パーセントが津波に浸水すると想定されているところでございます。

県といたしましては、安定供給を図る上では、この30パーセントの倉庫が津波に浸水被害を受けることを、非常に大きな課題と認識しているところでございます。県では、まずはでき得る浸水対策といたしまして、JA等に対しましてパレットの積み重ねでありますとか、土のう袋の備付け、そして冷蔵庫におけます扉のメンテナンス、密閉度が高くなるようになど、事前に取り組可能な対策につきまして文書でも通知しながら周知を図ってきたところでございます。

また、津波によります浸水被害が想定されているJA系統の倉庫17か所におきまして、改めて現場に赴きまして現状把握を行うために、11月から1月にかけて現地聞き取り調査を実施したところでございます。

それで、倉庫の使用期間でありますとか構造や耐震性、そして取り組可能な浸水対策、そういったことについての状況把握を実施してきたところでございます。

また、耐震性の部分におきましては、同じくJA倉庫におきまして確認できる倉庫におきまして、昭和56年の耐震基準の状況を見て確認しましたところ、改正以後、いわゆる新耐震と呼ばれる部分が10か所、改正前に建設されたのが44か所ということで、8割ぐらいの倉庫が耐震基準を満たしていないという状況でございます。これにおきましても、津波等の震災を受けた場合に食料の安定供給、米の安定供給に大きな支障が出ると認識しているところでございます。

耐震対策につきましては、費用、時間がどうしても掛かるというようなことから、JAにおいては少しでも揺れとかに耐えられるよう、壁面では壁にもたれ掛けさせてから倒れにくくしたりとか、パレットをできるだけ近づけて互いに支えるようにして倒壊を防ぐなど、創意工夫をしていただいているところでございます。

先ほども少しお話しさせていただきましたが、パレットの積み重ねとか、あるいは扉のメンテナンス、土のうの設置とか、そういうところは既に実施していただいているところ、そして今、改めて今後に向けて検討していただいているというところが徐々に増えつつあるというふうに聞いているところでございます。

今後、そういったところにおきまして、浸水そして倒壊対策の両面から、まずは短期的にできる取組により被害の軽減に努めていただきますとともに、やはり内陸にある倉庫への保管の促進でありますとか、中長期的なことを踏まえまして倉庫の更新の際などには被害を受けにくい場所への移転等を考慮していただくよう、そういった助言等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

西沢委員

私もよく分からないんですけど、倉庫に集中して保管しますよね。これは集中して一時保管せないかんもんでしょかね。

例えば、余り津波被害がないようなところに置くことができればそういうところでも

いいのか。それとも、今のようなところの倉庫で一遍に集めてせないかんもんか。それとも、ほかの地域のところに持っていくとか。近くでそういう津波なんかにはやられないところがあれば一緒にやってもらうとか、いろいろ対策はないのかなど。

私も現状を把握できてないからはっきり分からないんですけども、場所的な問題もいろいろ変えることが可能なんかなど思ったりするんですけど、これはどうなんですか。

林次世代農業室長

ただいま委員より、米の保管について御質問を頂きました。

米の保管につきましては、JA等に聞いたところによりますと、やはり流通面での荷物の出し入れでありますとか、米の産地に近い場所、いわゆる生産者の利便性といいますか、そういった観点からやはり近くにある倉庫に持ってきていただいて、それを販売に向けて流通させていくと聞いているところでございますが、委員のお話のとおり、やはり津波に備えた内陸部への保管ということも非常に重要な観点と考えておりまして、そういった部分につきましても、JA等に対し今後に向けた取組ということで、しっかりと助言といいますか、そういったところを進めさせていただきたいと考えているところでございます。

西沢委員

確かに考えられるところはいろいろあると思うんですけども、ただお金が要る問題もいろいろありますよね。それは、もし時期が合ってかなりの物がやられてしまったら、ひょっとしたらそれが食料パニックの始まりになる可能性もありますよね。

だから、そういう意味においては、国のほうもこういうことに対してもちろんと方向性を持って直すべきは直していくと、補助を出すところに補助を出していくという形もあってしかるべきかなと思います。国のほうにもそういうことを提言して行ってほしいなと思うんです。このことをちゃんとやらなかったらいかなのじゃないかと。地震と津波の両方のことでいろいろ問題があるんであればそういう対策をとるべきということで、提言をお願いしたいんです。

林次世代農業室長

ただいま委員より、津波、地震におけますそういった費用面等について、国に対してしっかり支援するようお伝えするべきじゃないかという御質問を頂いたところでございます。

建物への浸水、倒壊、いわゆる地震、津波による被害につきましては、いずれも米の安定的な供給において非常に大きな課題でありますし、それは有事における食料安全保障の強化の観点からも非常に重要と認識させていただいているところでございます。

一般論でございますが、地震や津波等によりまして米倉庫の浸水被害の対応としては、最終的には国による備蓄、あるいは内陸での被害を受けていない倉庫からの支援に頼るものと想定されているところでございますが、農家の方が丹精込めて作られたお米につきまして、何ら対策をとることもなく被害を受けて失われるということは農家の生産意欲の減退、そういった面からも避けたいと考えているところでございます。

津波浸水によります倒壊の対策につきましては、団体等がまずできる対策、先ほども少し触れさせていただきましたが、そういった検討を実施していただいている状況ではありまして、これらをはじめとする対策によりまして、米の供給安定を図ることは国民はもとより、県民の命をつなぐということからも、団体の意見を改めて聞いた上で様々な機会も捉えながら本県の考えをしっかりと国に伝えるといったことも行いまして、本県としてなすべきことをしっかり講じてまいりたいと考えているところでございます。

西沢委員

正に国のほうは食料安保の強化を今やり遂げてますよね。もうちょっとしたらこれは決まってしまうよね。

だから、今早急にそういうことも考えてほしいと、食料安保の中にちゃんと取り入れてほしいということ言うてほしいんですよ。本当にこういう一つのことがきっかけになって、日本の食料危機が暴発する可能性もなきにしもあらずです。そういう大きな災害のときにね。

だから、そのためにも一つ一つちゃんと潰せるものは潰していかないかんから、やっぱり食料安保の一つだと私は思います。そういう意味で、早急に国のほうにもこういう考え方で対応策もちゃんと練ってほしいということ言うてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

平井農林水産部長

委員お話しのとおり、米倉庫の安全性の向上でいえば、緊急時の主要な食料の確保を図っていくことは非常に重要と考えております。

お話にもございました、今、国のほうで食料安全保障の強化に向けて、来年度の通常国会に提出すべく、それに向けて本年の夏を目標に概要を取りまとめようということで、活発に議論がなされているという状況と承知しております。

その関連で、徳島県と農林水産省中四国農政局と意見交換をするような場もございますので、そういった場を活用しながら、委員の御趣旨についてはしっかりとお伝えしてまいりたいと考えております。

仁木委員

私からは何点か質問がありますけれども、まず初めに、午前中の井川委員の御質問の中にありました、いわゆる官製談合についてであります。

午前中の質疑を聞いておりましたら、コロナ対策でやっていた、いわゆる阿波尾鶏の消費拡大の国庫補助金の分で今回の事が起こったというようなニュアンスだったかと思うんですけれども、財源はそれで間違いないんかどうか、お聞かせいただけますか。

岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員より、学校給食への県産畜産物の提供事業の財源につきまして御質問いただきました。

午前中の井川委員への答弁と重なる部分はあるかと思うんですけれども、まず令和2

年4月補正予算は和牛肉と県産牛肉を提供させていただき、また令和2年6月補正予算は同じ国の事業で阿波尾鶏を提供させていただいたというところでございまして、令和2年度に行った事業は2本とも農林水産省の補助事業ということで、全額国費で実施させていただいております。

令和3年度に実施しました令和3年1月補正予算、これは令和3年度に実施しているんですけれども、こちらのほうにつきましては県産牛肉と阿波尾鶏の両方を提供、それと令和3年9月補正予算につきましては阿波尾鶏の提供ということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいて、県事業として実施しております。

仁木委員

今回の報道にある事件の財源はどの事業だったんかということを確認させてください。

岸本畜産振興課長

この度の藍住町におきます官製談合の疑い事案につきましては、飽くまで新聞報道等の情報にはなってしまうんですけれども、令和2年4月補正予算で行いました和牛肉等学校給食提供推進事業、農林水産省の事業での疑い事案ということでございます。

仁木委員

その報道ベースから読み取っての確認というか、知り得たんだと思うんです、県もね。だから、それプラス相見積りをやっていたということ、県として知ったんはいつぐらいなんですか。報道を聞いて知ったのか、そこから調べたのか。

これはやはり国庫の農林水産省の事業だったとしても、県を通過して審議している予算になりますよね。だから、そこら辺はやっぱり通過していたとしても県だって把握しておくべき事案だと思うんです。

ですから、その相見積りの方向でやったことを知った時点ということと、この県の予算でやった分だということが今回の報道になっている部分だと知ったときというのは、大体いつぐらいの時点だったんか教えてください。

岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員から、調達の方法を知ったのはいつかということで御質問を頂いております。

この事業につきましては、先ほど仁木委員からもございましたけれども、農林水産省の補助事業ということで、当然、県のほうにも予算が通っておりますので、県といたしましては事業主体と一体となって実施いたしまして、令和2年度の時点でどの自治体がどういう調達方法か、そういうものについては全て実施いたしました市町村等からも報告を頂くことになっておりますので、当然、その時点で県のほうも実績報告等を出していただいたときに知っておりました。

ただ、今回、藍住町が相見積りだったということは、令和2年度の事業実施のときには確認しております。こういう事案があったということで、改めてこの度の新聞報道で承知したということでございます。

仁木委員

それなら結構なんです。というのは、私も何度もこの場所で申し上げていたのは、この農林水産部管轄においてはいろんな消費拡大のための補助金であるとか、いろんな事業をされてきたわけなんですけれども、結局どのような効果があったのか、成果を上げていくのか、いつているのかとか、どういった方法で分配しているのかというところもしっかりと把握して、次の危機事象が起こったときにつなげてほしいんですよという話はずっとしておるわけなんですよね。

だから、例えば相見積りのやり方でやっていたのを、この報道を聞いてから調べて知ったのであれば、もしそうなんだったら、私が用意していた言葉は、課長さんが先ほど答弁でおっしゃったように、ただただ残念だと県に対して言おうと思っていたんですけども、最初から分かっていたらいいことだったんであればそれで結構なんです。

ただ、今一度、やはりこれまでのコロナの関係で消費拡大した事業について効果がどうだったのかとか、もろもろの取りまとめは一つにまとめていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

分配の方法をどうしていったのかということも含めて、事後において検証ができるように取りまとめていただきたいなと思いますので、その点、御検討いただければと思うんですけども、七條課長いかがでしょうか。

七條農林水産政策課長

ただいま、数次にわたりまして農林水産部で実施してまいりました、コロナの対策予算の成果などの取りまとめを行い、万が一、次何か起こった際に効果的な事業の実施の方法について検討すべきではないかというようなことです。

もちろん、これまでこれが効果があると確信して策を講じてきたわけでございまして、その成果について少し間を置きまして客観的な視点で取りまとめをして、次までに備えておきたいというところでございます。

仁木委員

コロナの対策というのは他の部署においても同じようにやっていますから、やはり一度、5月である一定程度のコロナからの脱却みたいな流れが出てくると思いますので、その節目においてそのまま置き去りにするのではなくて、これまでやってきたものを事後に検証ができるように、取りまとめは各部署がしていただきたいと思っております。

次に参りますけれども、みどりの食料システム戦略の基本計画を見ておりましたら、農林水産関係もろもろなんですけど、ここの中を見てもみましたら、畜産関係について余り書いていただけてないんですけども、この計画の中での位置付けというか、その部分について何かあるのかなと、この計画を客観的に見て思うんですけども、何かありますか。

七條農林水産政策課長

みどりの食料システム戦略の基本計画において、畜産分野でどのような位置付けがなされているかとの御質問でございます。

まず、午前中にも説明させていただいたんですが、この計画におきましては、徳島県版みどりの循環ということで、調達、生産、加工・流通、消費、この四つの分野においてそれぞれ環境負荷低減のための取組をすることといたしております。

畜産につきましては、まず資材調達の分野では、飼料の多くを海外の輸入に頼っているという現状を踏まえまして、地域での耕種農家の連携によりまして、飼料用米であったりWCSであったり稲わらであったりとか、こういった飼料を地域内で調達するような取組を強化することとしております。

また、生産の分野では、スマート農業とかIoTを活用しました家畜の飼育環境の整備でありますとか、そういった新たな技術を導入しまして生産効率を高めていくような技術の開発普及に取り組んでまいりたいと考えております。

あと、消費につきましては、他の分野と同様でございますが、やはり消費者の方々の環境負荷低減に取り組む生産だというような価値を御理解いただいて、それに見合う価格で御購入いただくと。最近ではエシカル商品という言葉で表現されますけれども、こういった生産者の方々への理解促進を進めるべきであると考えておまして、生産者と消費者の交流会であったりとか、学校現場での中長期にわたる食育活動を通じまして、消費者の理解を進めていきたいと考えております。

仁木委員

環境負荷低減ということで、例えばJGAPとかアジアGAP、グローバルGAP、とくしま安2GAPと、この計画の8ページに書いていただいておりますけど、いつもだったら環境負荷低減のところには余り出てこない部分がこの中にはロゴも含めて出しているんで、そこのほうに質問が移っていくんですけども、私もJGAPの指導員の講習も行って一応修了はしとるわけなんですけども、県内でのGAPの中で、いわゆるグローバルGAP、アジアGAPを取得されとる方、JGAPじゃなくて、JGAPは転々とあるとは思っておりますけれども、グローバルGAP、アジアGAPをせっかく出していただいておりますんで、これって進捗とか、こういったところがどういう産物をしているかというのは把握されてますか。

原委員長

小休します。（13時33分）

原委員長

再開します。（13時34分）

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、県内のGAPの状況につきまして御質問いただきました。

まず、グローバルGAPにつきましては、今、県内の昨年末の状況で11件取得者がございまして、こちらのほうは農畜水産物や青果物、それから穀物、花き、それから牛、豚、水産物等幅広く取得されている状況でございます。また、今年度末にも新たに6経営体が参入されようということで、現在、取組を進められております。

アジアGAPにつきましては現在3件、県内でございます。こちらは、トマトとかネギとかの生産者が認定されております。

それから、JGAPにつきましては13件ございまして、県内9経営体が事業に参画しておる状況でございます。こちらも青果物を中心に取得されております。

そのほかに、県内ではとくしま安2GAPということで、比較的取り組みやすいようなGAP制度も持って、いろんな生産者の方に推進していただけるような取組を進めております。

仁木委員

分かりましたが、アジアGAP、グローバルGAPを取っていくのは投資もしなきゃいけないし非常に難しいんですね。

でも、その中で何で皆さん生産者が取っていったほうがいいのかとつい言ったら、やはり市場を開拓することができる。この市場というのは、結局は国内での市場ではなくて、いわゆるインターナショナル、国際的に海外の輸出戦略に携わっていく際に、非常に有利に働いてくるというところがメリットになってくると思うんです。

そういうメリットがあるんだけど、環境負荷低減の中に入れていただいているということは、総じて両方の効果が出てくるということですよ。県行政としても、やはり推進していかなくちゃいけないというのはこの中で思うはずなんですけれども、ただし、このJGAP、アジアGAP、グローバルGAPを取る際に投資しなくちゃいけないものであるとか、取ったんはいいけれども販路とか市場へのスイッチがないとか、もろもろ出てくるんですよ。

それで、私がこれを見て一番思うのは、例えばJGAPを取ったらこういうプランがあります、プランというのはこういうプランを用意してますよとか、アジアGAPを取ったらこういうプラン用意をしますよとか、海外展示の部分に年1回行ってますから、それを企画して一緒に販路開拓に行けるんですよとか、もうちょっと分かりやすい何かメリットが付いてくるみたいなことがあったら、GAPであるとかそういった部分に対して、もうちょっと生産者も意識が高まってくるんじゃないかなと思うんです。

今だったら、JGAPを取って認証を受けて地域のブランドをうたえますよとか、そういうところにとどまっていて、それ以上に何かしらメリットを付けていくということをする上で、やはりこのみどりの食料システム戦略という部分に置き換えていくようなやり方が必要でないかなと思うんですけれども、その点、何かお考えになられとることがもしあるのであればお聞かせ願えればと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、GAPに関しての質問でございます。

確かに委員の言われるとおり、今GAPを取られると、特に国際水準GAPというものを取られている方につきましては、企業だったり海外からのオーダーに基づいて取られておるとい方がほとんどでございます。

そういったところを今回のみどりの食料システム戦略の基本計画に位置付けておるのは、やはりエシカル農業という部分でGAPを位置付けておりまして、それは品質とか施

行の管理の部分を生産者の方もしっかりやっ払いこうということで位置付けておりますので、こういったところは生産者の方の意識を高く持っていただけるようにしていくとともに、海外それから企業の求める情報は引き続き生産者の方に情報提供できるように、私ももしっかり情報収集に努めたいと思っております。

仁木委員

エシカル商品の意識を高めるということを生産者に求める際に、自主的にされている人ってやっぱり元からされておるんですね。エシカル商品の意識という部分については。

でも、この戦略というのは、そうじゃない人にとってもエシカルを広めていくというものだと思うんです。ということは、そこにはやっぱり経済的な何かしらの部分が要るんじゃないかと。経営的なものであったり、それにこういうエシカルを高めるような一番分かりやすい、こういう認証をもし取った場合においては、例えばこういう販路拡大に参加できますよとか、そういう部分を何かしら特典を与えることによって相乗効果になっていくんでないかなと、私は思うわけなんです。

だから、そういったところも今後、これはずっと言っていますから検討をずっとしていただいているかもしれませんが、そろそろ出口の答えを、私は4年間このことを言っていますので、ちゃんと考えといていただいたほうがいいんでないかなと思います。それはやっぱり輸入分に対して輸出分の量を生産できるような、夢かもしれませんがそういう仕組みをやっぱり作っていかんかったら、価格って安定せんと思うんですよ。

だから、そういったことも含めて海外に目を向けていけるような意識の高い方々がいらっしゃるんだったら、そういったところはやっぱり伸ばしていくようなサポートを続けていっていただきたいと思います。

次ですけれども、予算の漁業関係の部分で、漁業共済赤潮特約助成費補助金とあるんですけれども、これは1,000万円減額されておるんです。

4,600万円の当初予算の中で1,086万5,000円減額されておるんですけれども、これは国庫の部分ではなくて一般財源からの減額でして、1,000万円といたら全体の中でも25パーセントぐらい占めとるような形なんですけど、補助金と書いてますので何で補助が執行されなかったのか、教えていただければと思います。

里農林水産部次長

ただいま委員から、赤潮特約掛金補助について御質問いただいたところでございます。

この赤潮特約掛金補助ですけれども、魚類養殖をするに当たって赤潮が発生いたしますと、養殖がへい死をしてしまうと。それで、養殖業者の皆さんが多大な被害を被るということで、この赤潮共済の掛金については、赤潮の発生メカニズムが明らかになっていないということから、事業者には負担を求めず国と県で協調して掛金を負担しているものでございます。

今回、減額をさせていただいているんですけれども、実を言うと令和3年度になるんですが、全国的にブリの養殖種苗がかつてない不漁に見舞われまして、多くの全国のブリ養殖業者さんが池入れできない状態になってしまったんです。

令和3年度に不漁でございましたので、令和3年度は全国的に1年魚のハマチの池入れ

量が大幅に減少したと。令和4年度については、この1年後ですので2年魚のハマチが例年に比べて非常に少ないということで、当初では例年並みの予算を計上させていただいたんですけれども、今申し上げたような事情で、養殖尾数が非常に少なかったということで掛金も少なくなって、その分を今回補正で減額させていただいているところでございます。

仁木委員

分かりました。補助金という名目でありましたので、定額で毎年出しようかなというところで私は気になっておりました。

定額で出しとるんであればなぜ執行されなかったのかということが一番気になりましたのでお聞きをさせていただきましたが、全体の情勢に応じて掛金が変わってくるというようなことを確認できましたので、了としたいと思います。

最後にお聞きしたいんですけれども、これは余り答えがないのかもしれないんですけれども、もしこういうやり方があったらというのがお聞きしたいんです。

こういう言い方を私は余りしないんですけれども、実は昨日、高校生とか中学生、大学生の方々とZoomで、県議会議員さんって一体何しようかなみたいなイベントというか、そういったものに参加させていただいていろいろお話をしていました。

議員ってこういう仕事してますとか、行政はこういう仕事してますとか、いろんな話をしたんですけれども、それぞれに質疑応答はないですかというときに若い方々の意見の中で出てきましたのが、鳥インフルエンザってありますよねと。鳥インフルエンザが香川と徳島へ入ってくるとかいろんな問題があるんかもしれないんですけれども、その中で、例えば鳥インフルエンザにかかったその養鶏場の全ての鳥を殺処分してしまう。それで、殺処分する前に何かしら食い止める方法ってないんですかという素朴な意見だったんです。

でも、私はこれまでのいろんな知識や要らん知識も入ってましたんで説明したのは、結局、豚とか牛とかは、例えば豚熱とかだったら近くまで来たらワクチンを打ったらいけるかなとか、そういうのはあるけど鳥はコストが見合わんからという話をしたり、消石灰をまいたり、県やってちゃんと県道を封鎖してやっているんだけどという話もするんです。

でも、やっぱり若い方々の意見の中では、この殺処分に至るまでにそれ以外に何かないんかなという純粋な疑問がありまして、県行政に対して私がこういうことを聞くのも何ですけれども、若い方々の疑問ですので、何かしらその手前に何か方策がもしあるのであればお教え願いたいと思います。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま仁木委員より、鳥インフルエンザの殺処分の前の対策が何かないかという御質問を頂きました。

今シーズンは令和2年度シーズンを上回る最多の殺処分羽数になっているところでございます。殺処分する前に何か対策ということについては、国におきましてインフルエンザに対しますワクチンは備蓄しております。

でも、そのワクチンを使用してしまいますと感染を確認するのが遅くなりまして、感染を広げてしまうという影響になりますので、国のほうは摘発、淘汰という形で殺処分する

という対策を優先して実施しているところでございます。

仁木委員

よく分かりました。鳥のほうはワクチンがないのかなと私は思っていたんです。ここまでコストを掛けてからやらんでもいいのかなという、生産者の側からコストと見合うか見合わんかみたいな話があるのかなと思ったんですけど、現状においては鳥インフルエンザについてもワクチンがありますよと。でも、国の方針としてはワクチンではなくて、ワクチンを打たうたら確認が遅くなるから、ワクチンを打たずにもう殺処分してしまうんですよという国の方針だということなんですね。

回避しようと思ったらワクチンを打つことだってできるんですというような御見解を頂きましたので、また昨日御質問を頂いた高校生の方に、そうやって議事録を返したいと思います。ありがとうございました。

達田委員

先ほどからありました学校給食への食肉提供の件でお尋ねしたいと思います。

事業の概要、どこからお金が出てどうなったかというようなことは詳しくお話がございましたので、私は農林水産省が行ってきた事業に対する実施要領に基づいてお尋ねしたいと思うんですけれども、この新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要の減少とか輸出の停滞ということで、在庫が前年同月比20パーセント以上増加しているなど、深刻な影響が生じている食肉について販売の促進を行うということで、その中の一つとして学校給食の提供というのであったと思うんです。

私はこの事業に対して非常にいい取組だと思っております。こういう不正というのがありましたけれども、非常にいい取組なので、コロナであろうがなかろうが日常的にこういう食肉の提供というのは、子供たちにしてもらいたいという考えは今も変わっておりません。

残念なことに、こういうすばらしい取組をしたにもかかわらず、藍住町でこのようなことが起きて、一つの業者が受注を独占していたというようなことで大きな問題になっているわけなんですけれども、徳島県として再発防止対策に向けてどのような取組をしているのか、お尋ねしたいと思います。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員から、今回の事案を受けましてどのような再発防止策に取り組んでいるのかという御質問でございます。

この点につきましては、午前中、井川委員さんへの質問でもお答えさせていただいたんですけれども、現時点では捜査が進められておりまして、県におきましてもその情報等につきましては限られた情報しかございません。

そういうことから、まずは今後の捜査状況を注視いたしまして、その上で教訓とすべき点の洗い出し、また必要な対策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

達田委員

報道による限りは不正行為だというふうに私は思うんですけれども、県はどのように認識されているのでしょうか。

岸本畜産振興課長

この度の事案に関する県の認識ということでございますけれども、今回報道されました官製談合、不正な調達的事案でございますけれども、この事案が事実であれば当然許されるべきものではないと考えておりますし、非常に残念なことであったというふうに考えております。

達田委員

今回、価格について相見積りということで、普通はそんなことが漏れたらいけないんだけど、人によって漏れてしまったと。例えば、機器の故障で漏れたとか、そういうことじゃなくて人為的に漏れたというようなことですので、やっぱりそういうことを防ぐような方策を講じていかなければいけないと思うんです。

このことが報じられた後、各市町村でどのような調達方法をとっているのかということは調査されたのでしょうか。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員より、この度の事案が発覚して以降、各自治体におきます調達方法について調査したのかということで御質問を頂いております。

県におきましては、令和2年度、3年度に県産畜産物の学校給食の提供事業を通じまして、その調達につきましてはこちらのほうから国の見解、また県のほうからもそういうのも踏まえましていろいろ依頼、説明をさせていただいております。

その令和2年度、3年度に実施した事業につきましては、調達方法については把握しておりますけれども、各市町のほうで今回の事案以降どのように調達しているのかとか、その後どう変わったのかというような調査等は行っておりません。ですので、把握はしていないという状況でございます。

達田委員

藍住町の場合がごくごく特別な場合であったのか、それともよそのところでも起こり得ないとはいえない状況なのか。こんなことは起きてはいけないと思うんですけれども、やっぱり一番安全な方法で調達ができるというシステムを確立しておくべきでないかなと思うんです。

その際に、やっぱり今、各市町村の学校給食の調達というのがどういうふうに行われているかというのは、県として不正があるなしにかかわらず調査しておくべきではないかなと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員からの質問でございますけれども、本来、学校給食におきます食材の調達というのは、各自治体であったりそれぞれの学校関係の所管というふうに考えており

ます。

そういうところから、畜産振興課におきまして、学校給食に対する調達方法に対して調査をすとか指導すとか、そういうものは行えないのではないかと、所管外というふうに考えております。

ただ、今回、令和2年度、3年度につきましては県産畜産物を学校給食に提供する事業ということでございますし、農林水産省の補助事業を活用したということでございますので、その県産畜産物の提供事業に関しましてはこちらのほうから調達方法なりを説明し、また確認もさせていただきました。

達田委員

この事業は国からお金が特別に出ましたよね。給食に提供するということが非常にいい制度だったと思うんですけども、この事業の実施主体というのは徳島県だったはずなんです。実施主体がね。それで、実施主体は徳島県で、取組をした主体というのがそれぞれあると思うんですけども、これは都道府県とか市町村又は特別区とか食肉流通事業者が構成員として組織されている団体とか、いろいろ6種類あるんですけども、この取組主体というのは何だったんでしょうか。

岸本畜産振興課長

最後のところちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いできますでしょうか。申し訳ございません。

達田委員

この事業の場合、取組主体が徳島県、都道府県なんですよね。ですから、都道府県の責任というのが非常に大きいわけなんです。

国の事業の実施要領によりますと、不正行為等に対する措置というのがちゃんと決められているんです。読んでみますと、都道府県知事は、都道府県以外の取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合、都道府県知事は、当該取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長に報告するものとするということが書かれております。

ですから、これは疑いがある場合にもやらなきゃいけないわけで、捜査のほうはどうなるかちょっと見守りますということじゃなくて、実施主体としてやっぱり不正があったということを認められたか認められないかに関わりなく、疑いがあればこういうことをきちんとしなければいけないと思うんです。

県として、真相及び発生原因をちゃんと調べる責任があると思うんですけども、その取組は今されているのでしょうか。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員より、不正に対して県が何かするべきじゃないか、しているのかという御質問でございます。

先ほど来、達田委員からお話ございました国の実施要領によりますと、確かに不正行為に対する措置ということが決められております。

この要綱の規約を読みますと、都道府県知事は、都道府県以外の取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においてはということでございます。ですので、現時点で県としましては、取組主体が不正を行った場合、若しくは疑いのある場合というような形で考えております。

実際に本事業の事業実施主体は県、そして県内の畜産関係団体に取組主体になっていたとき、この本事業を実施しておりますけれども、今回疑い事案があったというのは、飽くまで食肉卸売事業者及びその食肉を調達する給食のところの関係者というところでございます。本規約におきましては、取組主体が不正があった場合、若しくは疑いがある場合ということで定められておりまして、現時点では今、国のほうとも本事案につきましては情報交換をさせていただきながら、今後どう対処するか、そういうものを協議していきたいと考えております。

達田委員

現在分かっている範囲で取組主体はどこですか。

岸本畜産振興課長

ただいま、取組主体はどこかということで御質問いただきました。

本事業の取組主体につきましては、一般社団法人徳島県配合飼料価格安定基金協会でございます。

達田委員

徳島県として、こういう事件が起こらないように再発防止対策を講じていくことが必要だと思うんですけれども、原因が何だったかが分からないと再発防止ってなかなかできませんけれども、この原因が一体何だったのかとお考えなんではないでしょうか。そして、再発防止のためには何が必要だというふうに、それぐらいはやっぱり考えとかなないと思えないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員から、今回の不正事案につきまして原因はどこにあるのかという御質問でございます。

飽くまで報道によりますと、今回の不正事案につきましては、見積り合わせにおきます価格の漏えいというところで、食材の調達を行うべき町側から食肉事業者のほうに価格が漏れたというところでございます。

そのあたりにつきましては、各自治体におきます給食の食材調達ということになるかと思っております。そういう点から、各自治体におきましてそれぞれ再発防止策、そのあたりを検討されるものではないかと考えております。

達田委員

この中で、こういうふうにしてくださいよということがいろいろと決められているんですけども、やっぱり事業実施状況の報告がきちりされないといけないということで、こんなにたくさん書くことがあるんかというぐらい書類を書いてくださいというのがありますよね。

ですから、きちんと報告ができていないはずなんです。そういう報告の中で、やっぱり二度とこういうことを起こさないようにしますと、ここが問題点だということを明らかにして、これは藍住町だけじゃなくて各市町村にも、指導するという立場にはなかなか出来ませんが、お願いするということが必要なんじゃないかと思います。是非、県としてそういう力を発揮していただきたいなと思うんです。

といいますのは、最初のほうに言いましたけれども、学校給食で子供たちに県産のおいしいお肉を食べてもらうというのは本当に素晴らしい取組ですし、まだまだいろんな名目でこういうことはやってほしいと思っているぐらいなんです。

ですから、各都道府県で本当に素晴らしい給食がメニューとして出てくる、そういうふうな状況を作っていただきたいと思っておりますので、これはやっぱり1日も早く二度とこういうのが起こりませんという状況を作って、また新たに事業を始めていくべきでないかと思っておりますので、是非お願いしたいと思っております。

これは、特に不用額等は返還ですよというふうなこともあるんですけども、事業全体でどれぐらい掛かったか、不用額がどれぐらいあったかというのは分かるのでしょうか。

岸本畜産振興課長

今回、農林水産省の補助事業を活用しまして、学校給食に提供しました事業の実績等につきましての御質問でございます。

令和2年度に農林水産省の事業を活用させていただきまして、県産牛肉と阿波尾鶏を提供させていただきました。県の事業としましては、令和2年4月補正予算の和牛肉等学校給食提供推進事業、それと6月補正予算の阿波尾鶏学校給食提供推進事業、この二つの事業ということになっております。

なお、和牛肉等学校給食提供推進事業につきましては決算額7,405万5,984円でございます。阿波尾鶏学校給食提供推進事業は2,600万円となっております。こちらのほうは不用は出ておりません。

達田委員

ありがとうございます。そうしたら、この学校給食ですので経済面だけじゃなくて、本当は教育委員会の役割というのが非常に大きいと思うんです。特に、食育という意味で進めてくださいよということで出されていた事業だと思うんです。

ですから、それをひっくるめて農林水産部と教育委員会、この事業を行ってどうであったかという成果というのを、県民に分かるような報告として国の事業だった分、県の事業だった分で明らかにしていただきたいと思っております。特に、学校給食では非常にいい取組がされておまして、和牛肉を使ってこんなメニューで給食をやりましたというようなこと

も、各学校で発表されたりもしております。

ですから、教育委員会としてもこういう成果が上がった、農林水産部としてもこういう成果が上がったということをして是非報告していただきたい。それと、その前に不正が起きないようにする方策というのをきちんと立てていただきたいと思っておりますので、是非その点をよろしく願いしておきたいと思えます。

それから、みどりの食料システム戦略の基本計画についてですけれども、今回、非常に立派な冊子が出されてまいりました。

この基本計画につきましては、県民の皆さんからもパブリックコメントなどで御意見を頂いたり、それからいろんな方から御意見も頂いた上で作られたと思えます。皆さんからの御意見によって、こういうところが変わりました、進歩しましたというところがありましたら是非教えていただきたいと思えます。

七條農林水産政策課長

本基本計画におきますパブリックコメントにおきまして、県民の方からお寄せいただいた意見についての御質問でございます。

昨年末から今年初めにかけて、パブリックコメントを実施させていただきました。内容につきましては、11月議会に御報告しました素案の段階の案をもちまして実施させていただいたものでございます。

一番多く寄せられておりましたのは、消費の段階でこういった環境負荷低減に係る生産者の取組の意義を、消費者の方に御理解いただくような取組が非常に重要であるというのが、文書を拝察しますと、生産者の方それから消費者の方、あらゆる方から一様に消費の場面での取組を期待するというような御意見を頂いております。

また、生産者の方からは、生産におきましては新たな技術開発ですとか、取組に対する経費的な支援ですとか、こういった制度あるいは技術の開発を求めるような声を頂いたところでございます。

これらを反映させていただきまして、数値目標でありますとか開発の方向性を修正させていただいたところでございます。

達田委員

この県の対策で、これから本当に自然を大事に守りながらの農業ということで出されていると思うんですけれども、今、世界でも大きくアグロエコロジーというのが広がってきていると思うんです。

生態系を生かして持続可能な農業を行っていきましょうということで、これはやっとなり口に入ったかなというような思いがするんですけれども、日本農業の在り方を見直すという意味で、やっぱり徳島県が先駆けてほしいなと思う点がございまして。

それで、予算を見ますと、ちょうど今説明を頂いた19ページに、繰越明許費の農林水産総合技術支援センターのところで、環境保全型農業推進費の予算が3億5,166万円ですけれども、非常にたくさんの2億9,600万円の繰越しということがあります。

それで、これは令和5年度の新年度予算と合わせて何か大きなことをしていくのか、ちょっとそこが見えにくいんですけれども、どうなんでしょうか。

伏谷経営推進課長

ただいま達田委員から、農林水産総合技術支援センターにおけます環境保全型農業推進費の減額ないし繰越しに係る御質問を頂いたところでございます。

この事業、大きくは以前から御審議も頂いております肥料高騰対策の事業が中身でございまして、肥料価格高騰対策につきましては、化学肥料の使用量の低減に取り組む農業者に対しまして、肥料価格高騰分の2分の1を支援する事業として6月補正にてお認めいただいたものでございます。

その後、国の肥料対策事業が打ち出されたことから、国の事業と県の事業を一体的に活用することとしまして、内容としましては二つのパターン、化学肥料の1割低減に取り組む農業者につきましては、前年度の肥料費と今年度の肥料費の増額分の2分の1を支援、またもう一つ、化学肥料の2割低減に取り組む農業者に対しましては、肥料差額の国が10分の7、その残りの2分の1を県が負担するという事業スキームで実施しておったところでございます。

まず、繰越しにつきましては、本事業は申請の受付を秋の肥料と春の肥料2回に分けて実施しておりまして、秋の肥料につきましては現在審査を行って支援金の支払を実施しておるところでございます。秋肥の実績見込みとしまして、先ほど申し上げました化学肥料1割低減分につきましては3団体で60万円、化学肥料の2割削減の国と合わせていく分につきましては64団体で4,400万円の実績見込みとさせていただいております。

この後の春肥につきましては、支援金算出に使用する価格高騰率が国のほうから当初は1月下旬に公表されるとされておったんですが、国の繰越し等の手続の関係で、この高騰率の公表が3月上旬にずれ込むこととなりまして、それを受けまして時間を要していることから、現場の高騰状況を反映させるために、県の事業につきましても期間の延長を余儀なくされておるというところでございます。

県事業につきましても、国の事業が繰り越すということを受けまして、6月から申請受付をすることにさせていただいて、その間、この事業につきましては申請の事務が大変煩雑といいますか、農家、グループの書類の取りまとめに多大な時間を要するというところで、今後6月以降にじっくりと時間を取って、春肥についての申請が可能となるような対応をするということで、春肥の支出金に係る金額2億9,600万円、うち支援金は2億6,900万円の繰越しをお願いするものでございます。

達田委員

繰越しになってもきちんと執行していけるということなんですよね。

ただ、繰越明許費を見ますと、予算額が3億5,166万円ということだったんですが、令和5年度当初予算で6,674万2,000円という、環境保全型農業推進費ということで同じ名目なんですけれども、金額的に余りにも差があるなど。

だから、年度ごとの取組によってもものすごく上下しているんじゃないかなと思うんですけれども、みどりの食料システム戦略とかを進めていく上では、予算がどんどんと伸びていけないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、それはどういうふうな内容に

なっているのでしょうか。

伏谷経営推進課長

ただいま説明させていただいたとおり、今回の肥料対策事業は、今般の資材もろもろの肥料も含めた高騰対策として、緊急的に農業者に支援するということでお認めいただいたものということで、これまで通常で実施している事業というわけではございません。

達田委員

ありがとうございます。今は本当に世界的な気候危機とか、いろんな要因で世界的な食料危機と言われております。ですから、日本がどれだけ地球の危機を救えるのかというような、本当に大げさじゃなくてそういう時期に来ていると思うんです。

その中で、徳島県が農業県として大きな役割を發揮していくべきじゃないかと思いますので、今までのたくさんの化学肥料に頼った農業とかじゃなくて、本当に安心・安全な食料を生産していけて、そして日本の食料をきちんと皆さんに提供していける、そういう県になるように是非望んでおりますので、大きな力を發揮していただけるようお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いして終わります。

西沢委員

私が県議会議員になった32年前に有機農法、農薬を減らしたりするのを委員会で言ったときに、徳島県は高温多雨やからそんなことできませんとはっきり言われたんです。

だから、このことが頭にあって徳島県は大変なんだと、高温多雨ということだね。でも、それから30年たって、このように世界そして日本がそういう有機農法、農薬を減らそうじゃないかというふうな話になってきたときに、それに乗っかっていけるということになると、そのときからもいけたんじゃないかなという思いが強いですね。

それはそれで置いておいて、今、私の友達が漢方米というのを始めて、漢方米の中で全国で数番のうまい米ということで表彰された。それから、最近になってメディカルライスという中でトップの成績になった。

そういうことで、県のほうにも紹介して、この2月15日に作っている本人に会いに行ってもらったんですけれども、どうなりましたか。

私もこのことについては時間がなくて余りよく調べてなかった。それで、今回で私のこの委員会の質問も終わりですので、これを機にちゃんとまとめておきたいと思うので、まず状況を教えてください。

林次世代農業室長

ただいま委員より、メディカルライスについて御質問を頂いたところでございます。

メディカルライスにつきましては、米作りに漢方生薬エキスを活用いたしまして疾病予防でありますとか治療に貢献し、医療費削減と健康寿命を延ばすことをテーマといたしました中で、玄米の機能性を科学的に分析し医学的なエビデンスを確立させるプロジェクトといたしまして、米の機能性に関する調査研究でありますとか、人の健康に多大な効果を有するメディカルライス認証ということと、これらを国際的に普及させることに向けまし

て、2018年に協会が設立されまして取組をスタートしたとうたっているところでございます。

委員のお話にありましたとおり、先般そういった新たな取組と申しますか、そういったことについて委員から情報提供を頂きまして、2月15日に海陽町でメディカルライスの栽培を行っている生産者の元に、県の担当者と美波農業支援センターで、技術的な部分も含めましてそういった担当者2名で訪問させていただきまして、取り組んだ経緯でありますとか、栽培方法、そして生産された米の機能性などについていろいろお話をお伺いいたしまして、我々もちょっと知見が少ないものでございますので、いろいろ勉強させていただいたところでございます。

西沢委員

特に感じたところはどんなところですか。

林次世代農業室長

委員より、感じたことということで御質問いただいたところでございますが、訪問させていただいていろいろお話を伺う中で、このメディカルライスにつきましては農薬をほとんど使わないということで、環境に優しい栽培方法の一つといたしまして、みどりの食料システム戦略にも通ずる取組じゃなかろうかと認識しているところでございます。

西沢委員

何かいろいろ科学的なデータ、数値を出して、そういうメディカルライスの中でもどうなのかという評価を受けたということで聞いているんですけども、そのあたりの中身のところはどんなものを調べているのか、聞いてますか。

林次世代農業室長

今、エビデンスの内容ということで御質問を頂いたところでございますが、訪問した際にいろいろお話を伺う中で、具体的な成果の部分についてはまだ十分に聞き取りできなかったような状況でございますので、そういったところを改めていろんな文献とか、そういったものを調べていきながら知見を得ていきたいなと考えているところでございます。

西沢委員

この前段に漢方米のことは聞きましたか。これはこの方が漢方米を作る中で、メディカルライスということが出てきたんです。

だから、漢方米が絡んでるんじゃないかなというふうに私は思うんですけど、漢方米のことは何か言っていましたか。

林次世代農業室長

漢方米について御質問を頂いたところでございますが、お見せいただいた資料等に基づきましてお聞きしたところでは、米作りに漢方生薬エキスを活用した中で、そういった米作りをやられているというふうなところをお伺いしたところではございます。

西沢委員

科学的なデータに基づいて、これは体にいいとか、そういうようことは今までは有機農業だったとしても多分やられていなかったんじゃないかなと。それが今回、このメディカルライスの協会ですかね、こんなんができて、そういうふうな科学的なデータの中で判断していこうということになったんじゃないかなと。

全部は聞いてないから私もはっきりとは言えませんが、そういう中での一番いい成績だったということだと思うんです。その素になってるのが漢方米なんじゃないかと。漢方を利用した米作り、こんなも余り聞いたことないですけども、その中で非常にうまかって、銀座のデパートなんかで売らせてくれと言って、かなりいい金額でも売ったことがあるんよという話もありました。非常にうまくて非常に体にいいということがこれで実証されたということなんです。これをできたら広めていきたいと、この方はそういうふうに思っていると思うんです。

だから、そういうすごいものが出てきたということは、これを大事にせないかんのじゃないかなと。これがうまいこといったら、本当に徳島のブランドになっていくんじゃないかなと。うまくて体にいいというのですから、これは両方にいいんですから、それもトップクラスですから、やはりものにできたらしてほしいなど。

私は今回が最後なんで、今日である程度の結論を出してもらいたいと思うんですけども、単なる聞き取り調査をするだけじゃなくて、中に踏み込んでできるだけやってほしいなど。そして、広めていく努力もしてほしいなど。周りの人が付いてこれるんだっいたらいい、作り方がまた大変だったら無理だけど、あの人がいろいろと教えてくれるだろうから、やりやすい方法で広めていったらいいんじゃないかなと思うんです。是非、これをできたら徳島県のものにしてほしい。

十何年前に徳島県でうまいもの品評会をやったらどうやということ言うたら、それはできませんという話であったと思うんです。徳島県はどうなんですかね。うまいものとかじゃなくて、全体的においしいとか、いいというのは目指しているのかなとったりもしたんですけど、特例的にここはすごくいいものができるから、これをどうにかしようという思いがどれだけあるんだろうなっていうことを十何年前には感じたんです。

でも、今の世の中はそんなもんじゃないです。やっぱりいいものはいいもので評価してほしいですね。消費者が評価しますから、結果的には。方向的にはそういうようなものをどんどんと、いいものはいいと、その中で本当に作りやすいものは作れるもんだったら作っていくと。それで、徳島のブランドにしていくということの一つ、こういう方向が見えたらやってほしいなどと思うんです。これはもう最後に部長さんに一つ方向性について、いけそうだったらどんどんとやってほしいと思うんですけど。

林次世代農業室長

ただいま西沢委員より、今後の県としての推進、普及という観点はというふうなことで御質問いただいたかと思えます。

お話を伺っている中と頂いた資料の中で、現在この取組につきましては、エビデンスの確立に向けたプロジェクトをスタートしたところで、大学等と連携しながらそのエビデン

スの取得と臨床試験を現在進めているというふうなところもお伺いしておりますので、県といたしましては、その成果に基づきながら、あらゆる角度からそういった有用性等につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

西沢委員

是非、関心を持って大事に見守ってください。それはお願いしておきます。

原委員長

本年度、経済委員長を務めさせていただき、活発な議論を通じて県政の発展につながるものも多くあったものと考えております。本日は令和4年度最後の経済委員会でございますので、私からも、なると金時などに必要な手入れ砂に関して幾つかの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この問題については、今議会2月15日の一般質問でお尋ねしたところではありますが、簡単に経緯を振り返ってみます。

一昨年、環境整備公社に良質のしゅんせつ土砂があるとお聞きしたため、立川議員と共に公社を訪ね、カンショ栽培に活用できないかとお伺い上がったところ、県とも相談し、まずは400立方メートルでの試行をさせていただけることとなりました。

その結果、色、艶、収量等、満足できる結果となり、試行に参加いただいた農家さんからは拡大してもらいたいとの要望があり、知事に要望させていただきましたところ、5倍となる2,000立方メートル程度への拡大、本格的な実証へとつながりました。

また、今議会の岡田議員の代表質問に対し、県の担当部局と庁外有識者等で構成する検討チームを3月中に立ち上げる、利用方法と有効性を確認するために新たな社会実験の早期実施を目指すといった対応がなされると知事から答弁がなされたところでございます。

私としましては、公共工事の残土で手入れ砂として利用可能なものがあるのではないかと思いついて以降、関係者に様々なお伺いをし御理解を頂きながら取り組んできたことが報われ感慨無量でございます。本当にありがとうございます。過去から様々な課題がある中、このように前進させていただいた飯泉知事の御英断には深く感謝をしております。

そこでまず、今後の具体的な取組についてお伺いいたしますが、検討チームについてどのような構成を想定しておられるのか、お伺いいたします。

伏谷経営推進課長

ただいま原委員長から、手入れ砂の検討チームについてどのような構成メンバーを想定しているのかという御質問を頂いております。

構成員につきましては、これから庁内で詰めていく内容ではございますが、現在のところ、我が農林水産部、それと県土整備部、加えて危機管理環境部とこれから話を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

原委員長

ありがとうございました。私としては1回目の試行から参加した方をはじめ、現場で実際に働いて農業に従事している方の声がしっかりと反映される配慮が必要と考えますので

よろしく申し上げます。

次に、私の一般質問に対する答弁では、新たな実証試験に対する技術面での県からの協力として、効果発現メカニズムの解明、土壌の物理性、化学性といったデータの詳細分析等により、土砂利用の持続可能性について丁寧に検証していくとのことですが、農業試験場の技術指導と今後の支援がどのように進化するのか、御説明いただきたいと思っております。

伏谷経営推進課長

ただいま原委員長から、今年度新たに実施する試験について、具体的に県の農林水産総合技術支援センターでメカニズム等の解明のためにどのような支援、対策、対応をするのかといった御質問を頂いたかと思っております。

県の農林水産総合技術支援センターとしましては、まず昨年度の1年目の小規模な実証試験を現場で行うに当たり、その試験を緻密に確認すべく、農林水産総合技術支援センターに試験ほを設置しまして、粒径であったり栽培試験であったり、もろもろの比較試験を実施してきたところでございます。この試験におきましては、おおむね良好という結果でございました。

今年度、現場のほうで2,000立方メートルに係る実証試験をやるということでございますので、ここについては県としましても、先ほど委員長がおっしゃいました当土砂の適性あるいは土質がどう変化していくのか、それと昨年実施しました1年目のほ場が2年目にどのように推移していくのか、そのあたりも県としましてはしっかり技術的側面から調査、試験、収穫後の確認作業のもろもろをトータルで実施したいと考えております。

加えて、今年度につきましても、農林水産総合技術支援センターにおきまして、昨年実施した土砂を2年目も引き続き確認させていただくとともに、今年度導入する土砂につきましても改めて同様の試験ほを設置して、しっかりとより詳しく調査してまいりたいと考えておるところでございます。

原委員長

ありがとうございます。新たな実証試験ということで技術面のサポートもグレードアップさせていく、そういった対応が農家さんを応援することとなりますので、引き続きよろしく申し上げます。

続きまして、今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

3月中に検討チームを立ち上げた後、どのようなスケジュールを想定しているのか。例えば、岡田議員への答弁にもあった、検証可能な適切な規模の候補地を見いだす農林水産業の振興に係る新たな社会実験の早期実施など、いつ頃行おうとお考えなのか、今後の検討支援システムの構築等のスケジュールの想定はどうなっているのか、教えていただきたいと思っております。

伏谷経営推進課長

ただいま原委員長から、今後のチームの取り組むスケジュール感、それと最終的に社会実験等の実施についてどのようなスケジュール感なのかという御質問を頂いたかと思っております。

先般の答弁で知事が申し上げたとおり、まずは3月中に、先ほど申し上げました庁内の関係部局によりまずチームを立ち上げまして、そこでまずはこれまでの長いこの手入れ砂の経過の振り返り、それとこれから検討していくべく海砂がどのような形で公共工事等で予定されているのか、そのあたりの基本的な情報共有から入りたいと考えております。

まずそこで、いろんな課題、問題点あるいは意識の差等も見受けられる可能性がありますので、そのあたりの情報を共有した上で、今後どのように進めていけるかというのからスタートしたいと考えております。

第1回目を3月に行う予定なのですが、その後のスケジュール感につきましては、今後の県土整備部等の工事予定等も情報として頂きながら、可能性についていろいろと検討を重ねてまいりたいと思います。その中で、外部の有識者ということで、例えば土壌肥料の専門家でありますとか、いろんな法令に詳しい方とか、そういった方々も必要に応じて会に参加いただいて、いろんな知見を高めていきたいと。

それと、社会実験につきましては、まずはどこでどのようなしゅんせつ土砂等が出てくるのかというあたりの情報を頂いた上で、個別にいろいろと検討を重ねていきたいと考えております。

原委員長

多くの農家さんが知事の御英断にすごく注目しております。スケジュールを示しながら進めていくことは、県民の理解を容易にし、関心を維持していく上で大切であると考えますので、御留意のほどよろしく申し上げます。

最後に、取組の目標ですが、数年ごとに一定量発生するしゅんせつ土砂を手入れ砂として安定的に供給するシステムづくりであると考えております。

検討チームにおいては、関連する様々な課題の解決について議論されることは承知しておりますが、大枠として、しゅんせつ土砂を適切な場所に保管しておき、公共工事への利用残の範囲内で需要に応じる配分とすることとなり、それを行うための責任分担をどうするのか、これを決めていくことであると考えます。どのようなシステムを作っていくべきか、ある程度のイメージを持っておられるはずなので、そこでどのようなシステムイメージを想定しているのか、お答えしていただきたいと思います。

伏谷経営推進課長

ただいま原委員長から、具体的なシステムをイメージしているのではないかという御質問を頂いております。

そのイメージにつきましては、今後3月に予定しております庁内検討チームでまずは情報共有することからスタートして、委員長も御承知いただいているかとは思いますが、こういった土砂利用については様々な各部が持っております法令とか規則、ルール等がございます。やっぱりそこはしっかりと確認した上で、どういう問題があるのか、またどういうやり方が可能なのか、全てを一つ一つ確認する作業をしながらということになりますので、今、最終型をイメージしているかと言われますと、なかなかちょっと答えづらい部分もございますので、そこは我々もしっかりと勉強しながら各部局間で協力、連携しながら、このなると金時ブランドの維持、発展のためにできるだけ前を向いて進めてまいりた

いと考えておるところでございます。

原委員長

現時点ではお考えを具体的に言えないようですが、一定のシステムイメージがなければチームで提示する資料の調整も十分にできず、知事の御英断が着実に実現できないのではないかと危惧するところでもありますので、しっかりと対応していただくようお願いいたします。

手入れ砂は、なると金時をはじめ本県のブランド維持において将来にわたり必要なものであります。岡田議員への答弁では、私がこれまでお願いしてきたことが盛り込まれ、農家、JAなど関係の方々と共に大変有り難く感じております。

検討を進める中で、新たな課題も出てくるかもしれませんが、県民視線を大切にし着実に目標を達成され、持続可能なシステムが確立されるよう、私からも精一杯応援していく所存ですので、どうかよろしく申し上げます。要望しておきます。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第37号、議案第58号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第72号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言、御挨拶を申し上げます。

農林水産部関係の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の農林水産行政の推進に反映されますよう、強く要望させていただきます。

3年に及んだ新型コロナウイルス感染症は、アフターコロナに向け、新たな局面を迎えておりますが、依然、原油価格や物価の高騰が県民生活に大きく影響を与えております。

皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶と代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

平井農林水産部長

農林水産部を代表いたしまして、一言、お礼の御挨拶を述べさせていただきます。

原委員長、寺井副委員長をはじめ委員各位におかれましては、この1年間、5月臨時会から始まりましてこの2月定例会まで、ウクライナ危機に端を發します燃油、肥料、配合飼料といった様々な生産資材の価格急騰、そしてその高止まり、深刻化する米価低迷、こういった喫緊の課題への緊急対策、また鳥インフルエンザ、豚熱への緊急対応、さらには鳥獣被害対策、加えまして首都圏や大阪・関西万博を捉えました販路拡大、さらには、みどりの食料システム戦略の県基本計画の策定など、あらゆる角度から本県の基幹産業でございます農林水産業の持続的発展に向けまして終始熱心に御審議を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

当部といたしましては、委員各位から頂戴いたしました貴重な御意見、御提言をしっかりと受け止めまして、食料安全保障の強化、担い手の更なる育成、DX、GXの活用によるスマートで収入増につながるような農林水産業の実現、市町村としっかりと連携した、みどりの食料システム戦略の推進、また生産基盤の充実強化を通じた強靱で魅力あふれる農山漁村の創造などによる本県農林水産業の更なる振興、発展に向けまして、創意工夫を凝らしながら全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか今後とも御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、原委員長、寺井副委員長をはじめ委員の皆様の御健勝と今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。

原委員長

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（14時47分）